

No. 1

中華人民共和国
人口・家族計画専門家チームによる
打合せ報告書

昭和62年1月

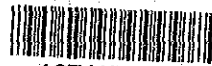
国際協力事業団
国際協力部

図	表
J	R
97	04

LIBRARY

中華人民共和国
人口・家族計画専門家チームによる
打合せ報告書

JICA LIBRARY



1054674[5]

昭和62年1月

国際協力事業団
医療協力部

国際協力事業団		
受入 月日	'87.5.11	105
登録 No.	16342	98.2
		MC5

目 次

I 調 査 の 目 的	1
II 調査団の編成・日程	1
II-1 調査団の編成	1
II-2 日 程	1
III 中国側との協議結果	3
III-1 協議にあたっての基本方針	3
III-2 協議内容の概略	4
IV 分野別の報告	10
IV-1 中国家族計画プロジェクトの位置づけ	10
IV-2 中国母子保健・家族計画分野の目標と当該家族計画プロジェクトの関連	16
IV-3 中国家族計画プロジェクトにおける宣伝教育センターの活動の位置づけ とその問題点	20
IV-4 中国家族計画プロジェクトの進展からみた本年度調査の位置づけ	23
V 参 考 資 料	27
V-1 会議議事録Ⅰ	27
V-2 会議議事録Ⅱ	35
V-3 その他中国から入手した参考資料	40
V-4 人口家族計画プロジェクトの現状と今後の方向性（メモ）	53

I 調査の目的

中国人口家族計画プロジェクトは、昭和57年11月から5ヶ年間の協力期間をもって、家族計画宣伝網の整備、人口統計評価の技術レベルのアップ、人材養成等を目的として進展中である。

本年度は、プロジェクトの第4年次にあたるため、a)プロジェクトの基本方針の再確認 b)最終年度のエバリュエーションを念頭に置いての過去の実績の整理と中間評価 c)本年度の具体的な協力内容の策定を目的として、技術協力短期専門家チームを派遣した。

II 調査団の編成、日程

II-1 調査団の編成

芦 葉 浪 久	団 長	国立教育研究所附属図書館長
林 謙 治	家族計画	国立公衆衛生院母性小児衛生学部学校衛生室長
樋 口 正 昇	医療行政	厚生省大臣官房国際課課長補佐
渡 辺 正 夫	業務調整	国際協力事業団医療協力部医療協力特別業務室長代理

II-2 日 程

8月28日(木)	東京→北京 J L 781
29日(金)	9:00~10:00 JICA中国事務所表敬訪問、打ち合せ 10:30~11:00 在北京日本大使館表敬訪問 14:00~17:00 国家計画生育委員会日程調整、協議 “調査の目的、協議内容についての調整”

30日(土) 9:00~12:00
 国家計画生育委員会協議
 “人口家族計画分野での中国側の基本方針、組織について”

31日(日) 日本側打ち合せ

9月 1日(月) 9:00~17:00
 国家計画生育委員会協議
 “人口家族計画分野での関連機関との調整、地方機関との関係、人口政策の推移、日本から投入された機材の評価について”

2日(火) 9:00~12:00
 国家計画生育委員会協議
 “61年度の具体的な協力内容の策定”
 14:00~17:00
 人口情報センター視察

3日(水) 10:00~12:00
 国家計画生育委員会協議
 “協議内容のレビュー”
 14:00~16:00
 北京計画生育委宣伝教育センター視察

4日(木) 10:00~12:00
 国家計画生育委員会
 “議事録の記載内容の協議”
 14:00~17:00
 国家計画生育委員会
 議事録整理、資料受領

5日(金) 9:00~15:00
 日本側報告書内容打ち合せ
 16:00~17:00
 国家計画生育委員会と議事録内容確認
 議事録への署名

6日(土) 9:00~10:00
 JICA中国事務所報告
 10:30~11:30
 在北京日本大使館報告
 北京→東京
 JL 782

Ⅲ 中国側との協議結果

Ⅲ-1 協議にあたっての基本方針

中国政府は全国人民代表大会会議において人口抑制を国策として以来、国家計画生育委員会を設定し、(1981. 3. 6)紀元2,000年において人口を12億前後とすることを目標として、人口の数の抑制面では「1人っ子政策」を、人口の質の向上の面では「優生優育政策」を中心にいくつかの重点政策を打ち出して実行している。

この政策の実行は、単なる上意下達方式では成功させることはできない。民意の啓発によって人民の思想の変革を行い、人民の力で成功させる必要があるとして、宣伝教育に重点を置き、計画生育宣伝教育センターを設置して、その活動の核としている。

このような中国の国策としての家族計画の基盤に基づいて、本プロジェクトは、家族計画の宣伝教育のために次の協力を行っている。

- ① 宣伝教育に必要な機材の供与
- ② 人口統計・視聴覚教育に関する日本の短期専門家の派遣
- ③ 中国の研修員の受け入れ

昭和57年11月R/D締結後、本プロジェクトの実施方針の協議は、昭和58年7月以降行われていない。

本プロジェクトは、昭和62年11月の終了時点において、その成果に関する総括的評価が行われる。本年はこの評価の前年にあたるため、本計画打合せチームは、次の3点を重点目標とした。

- ① 終了時の総括的評価の前年において、すでに実施した協力事業の評価のための実績資料を収集すること。
- ② 本プロジェクトを成功の形で終了できるように、プロジェクト発足時点からの情勢の変化を分析し、プロジェクトの基本に立ちかえて、実施方針を見直すこと。
- ③ 見直された実施方針に基づいて、昭和61年度の協力事業内容を協議すること。

本計画打合せチームは、前述の重点目標③に掲げた昭和61年度の協力事業内容の協議を行うのみならず、重点目標①及び②という本プロジェクトの基本問題に取り組む必要がある。そのため、次のような「協議にあたっての基本方針」を立てた。

- (1) 協議開始段階において、JICAプロジェクトの基本的な考え方について、中国側の認識の徹底をはかるために、プロジェクトは単に援助の実施だけのものではなく、評価を含むものであり、プロジェクトの機構は、「計画／それに基づいての実施／実施結果の評価」の3要素で、構成されるものであることを明確に説明し合意する。

- (2) 重点目標①を達成するためには、プロジェクトの基本的な考え方の徹底をはかった上で、協議の過程において、中国の計画生育政策の基本事項及びJICAの協力事業に関連

する資料の収集を行う必要がある。そのため、計画生育政策の基本事項及びJICAの協力事業の実施に関する質問事項（Questionnaire）を提示し、その質問項目に対する回答を求め、国家の計画生育政策及びJICAの協力事業に関する資料のうち、入手の必要なものを質疑応答の過程で判断して、その提出を求める。

さらに、各省計画生育委員会に対して、国家計画生育委員会から、JICA供与機材に関する調査を依頼し、国家計画生育委員会において総括した調査資料として提出を求める必要があるため、調査の合意は重要な協議事項とする。なお、中国において、各省は国から配分された供与機材の再配分・利用に関する国への報告義務はない。

- (3) 重点目標②を達成するために、協議その他滞在中のすべての機会を利用して情勢の変化を分析する。

本プロジェクト発足から、約4年経過しているため、発足当初と現在の状況を比較すると、中国の経済面及び技術面には大きな進展がみられる。

さらに、計画生育の実効面における成果も出ている。

このように中国の情勢の変化に伴って、計画生育宣伝教育の重点が変化していくことは当然である。

そのため、本計画打合せチームの滞在期間における種々の機会（協議中の質疑応答、関係資料、宣伝教育センター等の視察）をとらえて、この情勢変化を分析し、実施方針の見直しを行う。見直した実施方針は、協議の過程において、中国側の理解を得るように働きかけ、合意に基づいて協議を行う。

Ⅲ－２ 協議内容の概略

(1) 協議内容項目

本計画打合せチームの重点目標及び協議にあたっての基本方針に基づき、協議内容は次の4項目とした。

- ① JICAプロジェクトの基本的な考え方の説明を行い中国側の合意をえて、それを協議の基盤とする。
- ② 中国の計画生育政策の基本事項及びJICAの協力事業の実施に関するQuestionnaireを提示し、それに対して回答を求める。重要事項については口頭による回答だけでなく、その根拠となる資料（法律、報告書、統計データ等）の提出を求める。
- ③ 各省の計画生育委員会に対して、国家計画生育委員会から調査依頼をし、それを取りまとめてJICAに報告することについて合意する。JICAの供与機材は、国家計画生育委員会において、国家の基準に基づいて各省に配分する。各省では配分基準を立てて市や県に配分する。各省は配分や利用に関して国家計画生育委員会に対する報告義務を持っていないので、報告する省もしない省もあり、国家計画生育委員会では市や県レベルでの配

分状況とその利用の実態を把握していない。

④ 昭和61年度の協力事業実施内容の協議を行う。

(2) 協議内容

前述の協議内容4項目に従って示す。

① JICAプロジェクトの基本的な考え方の説明

JICAではプロジェクトという名称でよばれるものの性格がきまっている。これについて協議の冒頭で次のような説明をし、中国側の理解を得て、プロジェクトという用語を用いる場合に双方の意味のずれが生じないで、同一基盤の上に立って協議が行われるための基盤作りを行った。

「プロジェクトとは、目的を明確に立て、一定期間内において、特定の機材や人的組織の投入や技術移転等を、相手国の援助受入れ機関に対して投入するものである。このようにプロジェクトは明確な目的を持っている。その目的が達成されたか否かはプロジェクト終了時点で総括的評価を行うことによって把握される。また目的を達成するためには、具体的目標を立て、その目標に対して、どこまで達成できたかを、プロジェクトの実施過程において、必要に応じて評価を行い、目的達成に向ってプロジェクト実施が最適かつ効率的に進むように改善をはかっていく。このようにプロジェクトは計画（協議）や実施だけにとどまらず、結果の評価が重要な構成要素となってくる。プロジェクト最終の総括的評価において、そのプロジェクトの事業がその国の組織の中に生き続けることができていれば、そのプロジェクトは成功したという結論が下る。

プロジェクトの評価は、機材や人的組織の投入や技術移転等によって生じた変化を、定量的及び質的に評価する。

中国家族計画プロジェクトは、今まで実施過程における評価を行っていないので、今回の計画打合せチームで、実施過程評価データを収集したい。」

このようにプロジェクト評価を強調したところ、中国側はこの考え方を全面的に了解した。

② Questionnaire に対する回答

1) Questionnaire の内容

Ⅰ 中国の家族計画の概要

- 1 中国における計画生育の国家計画における位置づけとその基本方針
- 2 JICAプロジェクト発足当初から現在まで、計画生育の方針と政策の変更
- 3 国家計画生育委員会の主要任務
- 4 国家計画生育委員会の行政組織

- 5 国家計画生育委員会と他の行政機関との関連
- 6 計画生育委員会の地方組織
- 7 国家計画生育委員会から地方組織への意志伝達の方法（地方分権の程度）
- 8 計画生育委員会と計画生育宣伝教育センターとの関係、宣伝教育センターの職務内容
- 9 第6次5ヶ年計画における中国の人口推移
- 10 第6次5ヶ年計画における中国の家族構成の推移
- 11 中国人民の「一人っ子政策」の受けとめ方の変化
- 12 人口統計の方法及びその実施機関
- 13 人口統計の権威ある機関
母子保健の権威ある機関
- 14 計画生育（家族計画、母子保健）に関する活動内容

② JICA供与機材

車輛、16ミリ映写機、スライド映写機に共通

- 1 国家及び各省における配分の基準
- 2 国家及び各省における配布先と配布の条件
- 3 各機材の管理部門
- 4 各機材の利用状況（利用内容と利用回数）
- 5 宣伝教育のためのフィルム、ビデオテープ、スライド等ソフトの内容・種類・数量・その利用回数
- 6 機材操作・ソフト政策のための研修

2) Questionnaire に対する回答

I 中国の家族計画の概要に関しては、国家計画生育委員会外事処董処長がすべて回答した。

II JICA供与機材に関しては1のみ董処長が回答し、他は国家計画生育委員会宣教司赴利統氏が回答した。回答の概要は次の通りである。

① 1 中国において、計画生育は国策となっている。

憲法49条に「夫妻双方有实行計画生育的義務」と明記されている。

中国は2000年までに経済を4倍に発展させる。そのためには人口抑制を行って人口を12億前後としないと、その目的は達成できない。（現在人民1人当りの平均年間所得300ドルを2000年には1,000ドルに引きあげる。－経済発展4倍）

- 2 計画生育の方針と政策の変更はない。ただし、各省の実情に応じて、国家の方針と政策の範囲内で対処しうる。

- 3 国家計画生育委員会の主要任務は8項目あり、計画生育の方針・政策の策定と実行、人口政策の立案、計画生育の実態調査、宣伝教育科学研究と避妊薬配布、予算の管理執行、組織機構の決定、専任者の水準の向上、人口統計である。
- 4 行政組織は組織図の通りである。
- 5 国家計画生育委員会と他の関係機関との関連及び分担は1981年6月1日付の意見交換で決定され、衛生部、科学工業部、国家計画委員会、国家民族委員会、文化部、民政部、財政部、公安部、人民解放軍、労働組合、婦人連合会等多くの部局と関連している。
- 6 地方組織は組織図の通りである。
- 7 省によって実情が大きく異なるため、同一命令を同じように実行させられない。特に人口密度の差に応じて具体的政策が異なる。

全国の主任会議は年1回開催、各省では、地方ごとに会議を開催して意志の伝達を行っている。

特に、政策企画、宣伝教育、人口統計に関しては実験地区を設けその結果のよいものを全国的に拡大しようとしている。
- 8 宣伝教育センターは、その市の計画生育委員会に属し、主として、宣伝教育のソフト制作、教育、母子相談、指導者研修、医師研修を行っている。

現在国レベルのセンターはない。北京市はセンター、上海市と成都市はサブセンターという名称になっているが、どれも同格である。
- 9 第6次5年計画(1981~1985)の間、総人口は9億8,705万人から10億4639万人となり、人口増加率は11.74/1,000となり、人口抑制は成功している。これは一般家庭への教育、指導、啓蒙の成果である。
- 10 家族構成は大家族主義から小家族主義に変化した。
- 11 一人っ子政策はまず都市部の青年の支持をえた。親や農村の反応は悪かった。これは「多子多福」「男尊女卑」の風俗習慣のためで、思想の変革のため宣伝教育を行うとともに、一人っ子に対して種々の特典を設定した。

現在、全国で一人っ子は19%、農村では1人生んで一定の年数をあけ第2子を生んでよいとしている。
- 12 人口統計は国家計画生育委員会に属する中国人口情勢資料センターが行う。

1985年までは手作業、今後はコンピューターを利用する。

統計データの収集は、末端の村の農民委員会から県へ、さらに省から国への流通経路を使い、データを次々に総括して上へあげていく。
- 13 14 省 略

② 1 機材の一般的な配布基準（国家基準）

- ① 「老少辺窮」を重点とする。「老」とは革命地区で解放後も発展していないところ、「少」とは少数民族、「辺」は辺きょう地区、「窮」は困窮地
- ② 技術や機能のすぐれている地区を重点とする。
- ③ 経済特区（新工業地帯）

2 配布先は一覧表にしめしてある。

機材は必ず計画生育の宣伝教育に利用することを条件として配布する。

- 3 配布機材は、宣伝教育センターやサブセンターのあるところは、センターやサブセンターで管理（市のレベル）、県や区では委員会のステーションで管理する。
- 4 機材の利用状況は一覧表の通りである。
- 5 宣伝教育のための制作ソフトは一覧表の通りである。
- 6 機材を配布すると、その機材の操作訓練を行い、操作免許を与える。宣伝教育用ソフト制作の研修は宣伝教育センターで行っている。

③ JICAの供与機材の配分、その利用状況の調査結果は別途、中国側が調査を実施することにした。

④ 昭和61年度の協力事業

1) 機材供与

車輛は50台とし、予算残額を16ミリ映写機（大型）にあてることで合意した。

2) 研修員

研修員は研修内容に関して専門的知識を持っていることを第1条件とし、16ミリ映画の撮影と編集技術の研修員8名名で約4週間、人口統計の研修員2名で3週間ということで、帰国後に正式の回答をすることで合意した。

3) ビデオソフトの制作に関する専門家派遣

事前打ち合わせのために10月に10日間（2人）、撮影と編集のため、昭和62年の2月から3月に約1か月半（3人～4人）派遣することで合意した。

ビデオソフトの制作は成都市計画生育宣伝教育サブセンターで行い、その企画書が提出された。

⑤ 北京滞在中に提出された資料

- 1 国家計画生育委員会主要任務（國務院各部門の主要任務）
- 2 国家計画生育委員会関連部門との分担
- 3 1985年全国人口統計（計画生育関係）1985.6.27
- 4 1983、1984、1985年全国人口統計（計画生育関係）1986.6.27
- 5 第12次全国代表大会胡耀邦報告 1982.9.1
- 6 中華人口共和国憲法関係条文

- 7 婚姻法関係条文
 - 8 人民日報記事
 - ・鄧小平・福田 赳夫 会見
 - ・全国五期五次人民代表大会 赴紫陽報告 1982. 11. 30
 - ・鄧小平 会見
 - 9 健康報（計画生育版）記事
 - ・人口自然増加率
 - 10 第6次5年計画における計画生育実行状況（健康報）
 - 11 1981年と1981年の出生率・死亡率、自然増加率一覧（国家統計局）
 - 12 1949年～1984年の人口数 （国家統計局）
 - 13 国家計画生育委員会組織図
 - 14 計画生育の全国組織図
 - 15 JICA供与機材16ミリ映写機の省（特別市、自治区を含む）への配分数一覧表
 - 16 JICA供与機材車輛の省（特別市、自治区を含む）への配分一覧表
 - 17 ビデオソフト製作に関する成都市計画生育宣伝教育サブセンターの企画書
 - 18 衛生年鑑 1983. 1984. 1985
- ⑥ 本計画打合せチーム帰国後に提出を約束した文書
- 1 JICA供与機材に関する調査報告書
 - 表1 国家計画生育委員会の総括
 - 1 機材配布基準
 - 2 機材利用に関する制約条件
 - 3 機材の保守管理条件
 - 4 操作等の研修
 - 5 各省市への配布リスト
 - 6 機材利用に関する総括
 - 表2 各省計画生育委員会の総括

内容項目は表1と同じ
 - 2 計画生育宣伝教育用のソフト一覧

16ミリ映画、ビデオテープ、スライド別にタイトル、映写時間、（またはコマ数）内容をあらわすキーワード、制作年度、制作機関名を記入
 - 3 計画生育実験地区報告書
 - 4 計画生育ソフト利用状況一覧

（回数、観客数等）

Ⅳ 分野別の報告

Ⅳ-1 中国家族計画のプロジェクトの位置づけ

今回の家族計画のプロジェクトを評価するに当たっては、まず中国の家族計画がどのような目標をもって、どのような組織で、どのような内容で行なわれるかを的確に把握する必要がある。

その上で援助効果が上がったかどうかについては、中国の家族計画が実際にどのような効果を挙げているかを調査するとともに我が国の援助内容がどのように活用されているかを詳細に検討する必要がある。

そこで以下では、まず、中国における家族計画の経緯をみた後、家族計画の実施機関である国家計画生育委員会の役割、機能を概観し、更にそれを実施するための地方の実施機関を取り上げる。その上で、中国の家族計画の目標と我が国の援助プロジェクト実施後の家族計画普及の状況を見、最後に中国の家族計画における我が国の援助内容の位置づけについて評価を行う。

1 中国における家族計画の経緯

中国における家族計画は、第二次世界対戦後の1950年代において当時の周恩来首相が家族計画を提唱したことに始まる。国民経済の発展のためには、膨張する人口を適正な規模におさえる必要があり、そのため家族計画が必要であるというのがその基本的認識であった。

しかし、実際の実行に当たり、当時の新中国の段階では、封建的な思想が依然として強かったため、とりあえず、共産党員の家庭で家族計画が実施されることとなった。その中身は、一夫婦二人の子供にとどめるというものであった。

その後、国務院に家族計画リーダーグループが設けられ、共産党の高級幹部の家庭中心に実施が進められ、除々に共産党員の家庭に普及が図られた。

1960年代に入ると、共産党員の家庭における家族計画の運動が、都市部の一般家庭へも拡大されることとなった。

このような家族計画の運動は、その後必ずしも順調に進んだわけではなく、1960年代中頃からの文化大革命の時期には、家族計画は中断された。すなわち、文化大革命の間は、人口のコントロールが全くなされなかったため、この10年間に2億人もの人口が増加し、その後の社会経済の発展にとって大きな重荷となっている。

1980年代にはいると、文化大革命の嵐が去ると同時に、家族計画が本格的に再開されることとなった。

2 国家計画生育委員会

(1) 国家計画生育委員会の発足

人口抑制を成功させるためには、家族計画を専門的に行う組織が必要との認識に基づき、1981年3月6日国家計画生育委員会が設立された。

(2) 国家計画生育委員会の役割・機能

国家計画生育委員会は、計画生育に関する方針・政策の策定、法令の立案等を行うとともに、人口に関する長期計画をたてるなど家族計画に関する業務を行うこととなっている。その詳細な業務内容は、次のとおりである。

- ① 家族計画の方針、政策の策定と実行
- ② 国家計画委員会と共同で、人口政策の長期、中期、短期（年度）の計画を策定すること（人口統計、具体的実施方針の策定、評価）
- ③ 全国の家族計画の調査・研究を行い、その成功例を全国に普及すること。
- ④ 他の部（衛生部、民生部、公安部等）と協力して、家族計画の宣伝・普及を行うこと。
- ⑤ 家族計画に関する科学技術の研究を行うこと。また、避妊薬の生産と配布を行うこと。
- ⑥ 全国の家族計画の予算の管理・執行（予算を各单位へ配分）
- ⑦ 関係部局と共同で、各組織の機能・役割を定めるとともに家族計画指導員の肩書きと給料を設定し、家族計画指導員の質の向上を図ること。
- ⑧ 家族計画・人口問題に関する国際協力

(3) 国家計画生育委員会の構成

国家計画生育委員会は、委員会専任の主任1名、副主任2名と関係機関の副部長クラス11名の委員とから構成されている。国家計画生育委員会の業務を円滑に遂行するためには衛生部や民生部等の関係機関と密接な連携を保つ必要があることから、委員会にはそれらの代表ともいえるべき副部長クラスが委員として参加している。

国家計画生育委員会の現在のメンバーはV-3-1のとおりである。

(4) 国家計画生育委員会の行政組織

国家計画生育委員会の行政組織は、議事録に収録してある。本部局の他に避妊薬等の研究を行うための科学技術研究所と、人口情報を収集するための中国人口情報資料センターが付設されている。

(5) 国家計画生育委員会と他機関とのつながり

人口・家族計画に関する政策の実行は、国家計画生育委員会が統一的に行うこととなっている。関連する部局は広範囲にわたるが、関連部局との役割分担については、国家計画生育委員会に関連部局の副部長クラスが委員として参加して、よく協議して、国務院に提言する仕組みとなっている。

中国では、衛生部、民生部等の「部」は、いわゆる縦割りの組織で業務内容が限定されているのに対し、国家計画生育委員会、国家計画委員会等の「委員会」は、いわゆる横割りの組織で、各々にわたる総合的・横断的な業務を行う組織となっている。

国家計画生育委員会と他機関との関係は、次のとおりとなっている。

衛 生 部	晩婚、優生、優育、避妊
医 薬 管 理 部	避妊薬の配布
国家計画委員会	国家計画の策定
国家農業委員会	農村人口の計画
国家民族委員会	少数民族の人口計画
科 学 工 業 部	医薬品の製造
中国人民解放軍（衛生部）	軍の人口計画
民 生 部	結婚の記録
労働組合、婦人連合会、共青团	家族計画の宣伝・教育
財 務 部	避妊薬の生産見込みと予算

(6) 中国人口情報資料センター

家族計画の普及のためには、人口に関する情報の収集と避妊薬に関する科学技術の振興が必要なことから国家計画生育委員会には、中国人口情報資料センターが付設されている。中国人口情報資料センターでは、現在、人口に関する調査、人口に関する資料の収集、情報誌を通じた人口に関する情報の普及を主な業務としている。

省レベルにおいても6つの情報センターが設立され、人口情報に関する情報ネットワークが形成されつつある。

人口に関する日々の変動は、郷・村レベルの居民委員会の中の統計員が調査し、県の統計課に報告し、集計された内容は、順々に上部の行政機関に提出され最終的には中国人口情報センターにおいて集計されることとなっている。

なお、データの処理は、現在手作業で行われているが、将来はコンピュータ処理をする計画が進められている。

3 家族計画のための地方の実施機関

家族計画推進のための行政のネットワークは議事録に採録してある。

国家計画生育委員会の下には、各省、市、自治区毎にそれぞれ計画生育委員会があり、さらにその下に下部機構がある。

都市部及び農村部に分けて具体的な実施体制をみてゆくこととする。

(1) 都 市 部

都市部の場合、職場毎にそれぞれ、家族計画の指導員がいる。(男子が多い職場の場合は男子、女性が多い職場の場合は女性の担当者がいる。) 学校の場合にも、家族計画のリーダーがおり、学生、生徒向けの指導も行われている。

指導員は、避妊薬を配ったり、結婚したばかりの人に対して、子供を生む時期等の相談にのっている。

勤務先には医務室があり、医師が配置されて家族計画の仕事も行っている。

都市部において工場等で働いていない人、すなわち、家庭の主婦や退職労働者に対しては、各地区に住民委員会があり家族計画の専従者が配置されている。更にその下には、住民グループがあり、そのリーダーの中にはボランティアとして家族計画を指導している指導員がおり、個々の家庭を訪問して結婚あるいはお産する人に対して避妊とお産の知識を普及する仕事を行っている。また、子供に恵まれない夫婦に対しては、必要な知識の普及を行っている。

(2) 農 村 部

農村部では、各県のレベルに計画生育委員会があり、その下の郷のレベルには計画生育弁公室が、更にその下の村のレベルには計画生育指導小组がある。このリーダーの中に家族計画を指導している指導員がおり、ボランティアとして個々の家庭を訪問して家族計画の普及、指導に当たっている。指導の内容は、都市部の指導員と同様、結婚あるいはお産する人に対して避妊と計画生育の知識の普及・教授である。

(3) 家族計画の宣伝・普及のためのセンター

家族計画の宣伝教育を推進するため、北京、上海、成都には、指導センターが設置されている。これらの3つのセンターは、それぞれ中国内の3つの地域をうけもって、パンフレット、ビデオフィルム等の宣伝機材の作成や映画の上映などによる宣伝・教育を行っている。

これらの3つのセンターは、基本的には北京、上海、成都市のそれぞれの家族計画生育委員会に所属しているが、国家計画生育委員会からの命令、指導も受ける形となっている。

4 家族計画の目標

(1) 家族計画の国家計画としての位置づけ

人口抑制政策は、全国人民代表者会議において胡耀邦総書記がその必要性を演説し、国策として初めて正式に取り上げられた。

(2) 家族計画の目標

中国の家族計画の目標は、2000年までに人口増加率をゼロとし、12億以内に人口

を抑えることである。

(3) 家族計画達成の手段

中国では、上記の目標を達成するために「一人っ子」政策を強力に推進している。その本旨は、大衆が自ら進んで「一人っ子」を選択するよう、宣伝教育を行うことである。ただ、家族計画の中身は、単に人口を抑制するばかりでなく、質の向上を併せて図るということも含まれている。農村部では、特に近親結婚等の事例もあり、質の向上、すなわち優生優育の思想の普及も、一人っ子政策と合わせて重要な課題となっている。

(4) 各省レベルの取り組み

中国の国土は広く、人口の過密、過疎や文化の普及度、生活水準の状況等が著しく異なるため、全国で画一的政策をとることはむずかしい。そのため、実際の家族計画の実施方法は、地方の自主性に大幅に委ねられている。

普通、少数民族の場合、限りなく子供を生むと考えがちであるが、民族によっては、一夫婦二人子供がいればよいという民族もある。もちろん、民族によっては、子供は多ければ多いほどよいという考え方の少数民族もあり、この場合には家族計画はなかなか普及させにくい。そのため、少数民族の地域では家族計画の指導は行われていない。

しかし、家族計画の知識の普及が進んだ結果、民族によっては、少数民族の方から進んで国家に対し、人口抑制策の要望が出されているところもある。ただ、中央政府の方ではまだ了解が出されていない。

国の政策を推進するために、政策企画、宣伝教育、人口統計の三分野について、実験地区を設けて研究がなされており成功した例については、他の地区へも広めることとなっている。

(5) 家族計画普及の状況

一人っ子政策は都市部でまず提唱されたが、都市部の若い人達は、自分達の勉強と仕事のことを考え、一般的に子供は一人で十分と考えている。しかし、若夫婦の親達の方は、子供一人では、万一の場合が不安であるとする者が多かった。そこで、政府では親達のこうした不安を取りのぞくため、「一人っ子証」を発行するなど奨励策をとったので、親達の不安は、除々に解消されつつある。

都市部では、このように、わりとスムーズに普及したが、農村部では、必ずしも順調には進んでいない。そのネックは2つある。一つは働き手が多ければ多い程収益があがるという農村独特の事情である。もう一つは、農村部ではなお封建的な思想が強いということである。農村部では、「多子多福」という考え方が強い。同時に、男尊女卑の考え方も強く、親は男の子を重視する傾向にある。そこでやむなく農村部では子供二人でもよいという政策をとっている。ただ、二人の場合でも一人目と二人目の間隔はできるだけあけるようにという指導がなされている。

全国でみると、一人っ子は19%である。都市部では、一人っ子が多いが、農村部では少ない。このことからわかるように、家族計画の普及状況は、省レベルでかなり差がある。

(6) 人口の増加状況

1981年から1985年までの第6次5ヶ年計画の期間においては、1980年の9億8,705万人が、1985年には10億4,639万人となり5年間に5934万人増加し、年平均では1,187万人の増、自然増加率は11.74/1000となっている。家族計画が中断された文化大革命の時期が年平均2000万人の増であったことと、この第6次5ヶ年計画の期間が、たまたま戦後の第一次ベビーブームの際に誕生した世代が結婚適齢期にさしかかった時期であることを考えあわせると、中国における家族計画が着実な成果を挙げているといえよう。

(7) 家族計画の今後の方向

1986年から1990年までの第7次5ヶ年計画においては、更に引き続いて家族計画の着実な推進が図られることとなっている。すなわち、2000年の総人口を12億前後に抑えることを目標として、新5ヶ年計画では、「1990年の総人口を11億1,300万人以下におさえる。引き続き、計画出産を重視し、この仕事にしっかり力をいれる」とされている。また、1986年3月26日の第6期全国人民代表大会第4回会議における梁平國務委員・国家計画委員会の1980年度国民経済・社会発展計画の案についての報告でも「計画出産の仕事を引き続き立派に進める。大衆を動員して計画出産を実施すると同時に大衆を援助し実際の困難を解決し、科学的医療・衛生知識を普及する」とされている。

5 我が国プロジェクトの位置づけ

中国の家族計画は、家族計画の知識の普及、避妊薬の開発など科学技術の振興、人口統計等の人口に関する情報の収集・管理が大きな三本柱となっている。

今回の我が国の援助プロジェクトは、このうち最も大きな柱である家族計画の知識の普及に必要な映写機やそれを運搬する自動車等の資材の供与が中心となっている。家族計画の普及のためには、これらの資材は、必需品といってよく、その意味では、これらの資材が有効かつ効率的に利用されている限り、中国の家族計画が前述のように、成果を挙げてきている状況をかながみれば、今回のプロジェクトは、有効であったと評価できよう。

最も重要な我が国からの援助資材等の利用の状況については、以下の章で詳述する。

Ⅳ-2 中国母子保健・家族計画分野の目標と、当該家族計画プロジェクトの関連

1 国策としての家族計画

1949年解放時中国総人口は約5億4千万といわれ、20年後の1969年には8億を越え、現在(1985年時点)は10億4千万に達している。過去35年間毎年平均千3百万人の自然増をみており、東京都の人口分以上毎年増加していることになる。

1974年ルーマニアのブカレストにおいて開催された世界人口会議では「中国に人口問題は存在しない」といわれていたが、文化革命の10年間に人口は2億増加し、その後政情の安定につれ経済開発が急がれ、人口増はその大きな足かせであることが認識されるようになった。

近年の人口政策が大きく打ち出されたのは周恩来首相が「国民計画生育領導小組」を組織したのにはじまり、1981年3月6日について国家計画生育委員会の誕生をみるにいたった。

その間主任は李先念、陳慕華、錢信忠各氏が歴任し、現在は王偉氏が主任である。錢信忠氏は国連人口賞を受けたことがあり、現在は老人保健学会会長を勤めている。

1982年9月1日に開催された第5回全国人民代表大会において、胡耀邦氏が席上で家族計画、人口問題を国策とするよう提案し、憲法はその後「婚姻、家庭、母親および児童は、国家の保護を受ける。夫婦は双方ともに計画出産の義務を負う。」(49条)と国策としての位置づけがなされた。具体的な実施は第6次5ヵ年計画からスタートしている。またこれに関連して婚姻法にも「結婚年齢については男子22歳未満、女子20歳未満であってはならない」(第5条)としており、晩婚晩育を奨励している。

以上の国策は原則として踏襲され、更に努力する方向性が今回確認された。

2 人口問題にたてする中国側の今後の見通し

1982年の国勢調査において総人口が約10億であることが確定し、第6次5ヵ年計画では人口の自然増加率を千分の13以下に抑えることが目標であった。この傾向をたどれば1985年においては10億6千万前後に落ち着くはずとなっている。実際には'85年の推定人口数は10億4千万であるので、初期の目標は達成されたことになる。

当初の傾向では年平均1,200万増が予想されたが、実際には1982年に自然増加率は千分の14.5に達し、これは1950年代ベビーブームの影響と1981年の新婚姻法制定のために「なだれ込み」結婚の複合的効果によるものであった。しかしその後顕著に下降し、ついに1984年では千分の10.81と建国以来最低のレベルと言えるほどの水準になった。

本年度より開始された第7次5ヵ年計画によれば、1990年末までに人口を11.13億以下にコントロールし、これを達成するためには自然増加率を千分の12.4前後に抑制しなければならない。また2000年までの見通しとして12億前後に達するであろうと推計してい

る。これは国民所得1人当り現在300ドルを1,000ドルすなわち現在の4倍水準に引き上げるために是非とも実行しなければならない政策である。それにしてもコントロールをゆるめれば2050年には約18億の数字になると思われ、天文学的な数量レベルと言えよう。

3 国家計画生育委員会の行政機構と機能

国家計画生育委員会は國務院に属し、弁公庁はじめ三局が設置され、局の下に9つの課および委員会直属の3課計12課からなり、そのほか科学技術研究所および人口情報資料センターを擁している。

地方との関係についてはまず省、市、自治区計画生育委員会があり、さらに市、地区計画生育委員会を統轄する。市は都市部を指し、地区は県レベルを指している。市計画生育委員会より末端は区計委→街道計画生育本部となっており、県計委より末端は郷計委→村計画生育領導小組となっている。

国家計画生育委員会の機能は「國務院規定」の中で次のように述べられている。

1. 計画生育の実施方法についてならびに政策、規則に関する研究のほか、組織づくりをおこなうこと。
2. 国家計画委員会と協力して人口問題に関する長期、中期、年度計画を策定し、統計の業務を負う。また具体的な実施方法を計画し、督促・監督を行う。
3. 全国家族計画の実施状況を調査し、それを総括すると共に各地に対して指導をおこなう。また随時党中央ならびに國務院に報告を行い、建議すること。
4. 党の広報部門の指導のもとに、他の関連機関との連係をとりながら啓蒙広報を行うこと。
5. 関連部門と協力し計画生育の科学研究を進め、また避妊器具、薬品の生産、供与、分配の業務を行う。
6. 全国計画生育の財務管理に対する監督・指導を行い、基本投資の手続き上の方便を講じること。
7. 関連部門と協力して計画生育推進のための組織づくりを研究し、また従事者の職責名称、給与水準についても立案し、業務能力と政策レベルの向上に努力する。
8. 計画生育関連従事者の国際的な業務を助け、発展を目指す。

国家計画生育委員会は以上八項目の業務を実施する機関であるが、しかしながら事項によっては決定権を持たず他機関との合議・調整をおこなう必要が生ずる。そのために委員会には多くの部署の代表により構成されている。委員は九部署から派遣され原則的には委員長を除き兼任である。

1. 衛生部：科学知識に関する広報、技術の指導、人員の養成、避妊等手術事故の調査と治療、科学技術研究項目の策定

2. 民生部：婚姻の登記、広報・教育、手術事故による障害から労働に従事できない人に対する救済
3. 国家計画委員会：全国および各省、市、自治区の人口計画を策定し、これに必要な物質的な条件を検討すること
4. 財政部：計画生育に必要な財源を獲得し、補助を行う。また財政監督を行う。
5. 化学工業部および医薬総局：避妊器具、薬品の研究、生産、供与を行う。
6. 人民解放軍：軍人に対して啓蒙教育をおこなう。
7. 公安部：戸籍の登録、報告をする。
8. 婦人連合会：婦人団体を中心に計画生育の広報を行う。

以上から明らかなように、国家計画生育委員会は各省庁の派遣委員による総合官庁であるが、委員以下の行政官は専任である。こうした組織をもって各省庁の有機的な協力体制をはかっている。但し婦人連合会だけは民間団体である。

国家計画生育委員会付設の人口情報資料センターは統計業務、資料の収集および国際間の情報交換を役割としている。同様な付設機関としての科学研究院は臨床治療部門と研究部門を持っている。

4 全国における計画生育実施状況

中国は国土が広大であり、多民族国家であるため、地域事情が非常に異なっている。したがって中央では大原則を作るに止め、細部については各地方に任せている。

但し年に一度は全国計画生育主任会議を開催しており、そのほか東北ブロック、華南ブロックと地区ごとの会議も開かれている。

また現在のところ、人口統計あるいは広報教育の4つのモデルエリアを設定している。四川省の綿陽県、陝西省の戸県などがその例である。

計画生育はすでに周知のごとく都市部から農村部へ広がる形で進んできたが、青年層から比較的受け入れられるようになったが、老年層では未だ抵抗が大きいようである。

一人っ子政策は現在も継続されており、一人っ子世帯は現在全国の19パーセント程度である。地区によってはあるいは個人事情によっては2人ないし2人以上も認めているが、そのような場合にはChild Spaceの延長をすすめている。

少数民族に対しては政策をかなり緩めているところが多い。チベット自治区は計画生育の政策を進めたい意向を表明しているが、中央がまだ承認を与えていないといった例もある。

次に末端の計画生育に関する組織活動を紹介する。都市部では工場・公的機関、学校、軍隊の四つのカテゴリーに分けられる。工場では工場長ないし副工場長が責任者であり、事務室にも専任職員とアシスタントが1人が配置される。公的機関では市の職員男、女それぞれ1人が担当し避妊薬の配布などをおこなう。学校にも教師に対する計画生育の必要上1人の

責任者を置いている。生徒に対して「生理衛生」の科目を担当する教師がおり、生殖生理の講義を行う。

そのほか地区では退職者もしくは主婦が街道弁事処あるいは居民委員会を根拠地にボランティア活動をおこなっており、これらのスタッフに対する指導者も1名置かれている。ボランティアは主に家庭訪問および医師との連絡の役目を担う。

農村では県レベルの委員会を頂点に、郷、村にそれぞれ計画生育弁公室が設置され、国家から給与を受けるスタッフがいる。啓蒙教育に用いる資料は国家計画生育委員会から供与される。

以上組織活動について述べてきたが、「一人っ子政策」が強力に進められ罰則規定があることはよく知られている。人工妊娠中絶についても各単位の責任がすすめることが少なくなく、本人が承知しない場合でも「強制命令」を出すことが可能であるようである。

5 計画生育、人口に関する統計の方法

この方面に関する統計資料収集ルートはいくつかあり、同じ統計を重複にとっている場合もあり、かならずしも効率的でない。

婚姻関係は民生部、戸籍（出生、死亡）については公安部の担当である。

人工妊娠中絶を含む計画生育関係の統計は国家計画生育委員会が担当するが病院から上って衛生部に報告されるシステムもある。両者の報告数はやや異なるようである。

全国規模の全数調査はセンサス時におこなわれるが、1982年の例では末端の計画生育担当者が地区分担により順次上にあげていく方法をとっている。その場合すでに集計項目があらかじめ決められており、順次累積され、結局最終的には手作業の形をとっている。コンピューター処理も人口情報資料センターでおこなわれたとの説明を受けたが、実際見学した時の印象を述べればコンピューターシステムはきわめて貧弱であり、個票の入力はとうてい不可能である。したがって項目のクロス集計は不可能であるが、地区ブロック別のクロス程度なら可能であろう。

中国側もこの点よく認識しており、将来構想として河北、遼寧、山東、湖南、四川、陝西6省および数市においてコンピューターシステムを導入し、オンライン化したいとしている。

1982年のセンサスでは設計を中国側でやり、国連の人口専門家の助言を受けている。

JICAは、吉林省の統計システムづくりに協力しているが、浙江省、江蘇省に対してUNFPAが協力している。

Ⅳ-3 中国家族計画プロジェクトにおける宣伝教育センターの活動の位置づけとその問題点

1 計画生育宣伝教育センターの任務

中国家族計画プロジェクトは、家族計画の宣伝教育に関する協力がその中心となっている。

宣伝教育は、北京市計画生育宣伝教育センター、成都市計画生育サブセンター、上海市計画生育サブセンターの3つで全国を地域割（北京は東北地方、華北地方、西北地方、上海は華東地方、中南地方、成都是西南地方）して活動を行っている。

国家計画生育委員会では宣伝教育サブセンターを全省に1つずつ設置する予定で、現在サブセンターを13箇所にする準備をすすめている。

現在設置されている3つの宣伝教育サブセンターは、名称として北京のみがセンターとなっているが、ともに、市の計画生育委員会に所属するサブセンターで、国レベルのセンターではない。

3つの宣伝教育サブセンターは、宣伝教育のためのソフトの制作、宣伝教育、母子相談、展示、印刷物等の配布を主たる業務としている。

しかし、この中で最も重要な業務は宣伝教育のためのソフト制作である。

たとえば北京市計画生育宣伝教育センターでのソフト制作の現状は概要次の通りである。

(1) ビデオテープ教材の制作

1985年までに74本制作し、その総時数は2,416分、1985年にはこのうちの23本制作している。ドラマも一部あるが、大部分は科学的知識の教育用である。

(2) 録音テープ教材の制作

1985年までに70種以上制作した。使用しうる総本数は3万本で、主に科学的知識の説明であるが、一部は歌である。

(3) 16ミリフィルムの制作

センター所有のビデオテープを16ミリフィルムに変換する機器を用いて、ビデオテープから変換した16ミリフィルムが73本ある。

(4) パンフレットの作成

全部で20種、304万部作成した。

(5) カレンダー・絵の作成

75種、4,900万枚作成した。

(6) スライドフィルムの制作

21種、1,600セット制作した（1セット20～60枚）

(7) 実物（扇子、ハンカチーフ）の作成

76種で、作成した総数1万

このようにソフトの制作能力は近年急激に向上している。

北京市計画生育宣伝教育センターは、中山公園の900㎡の建物から、5,100㎡の新ビルに移転中であり、近く移転を完了する。そこではスタジオと制作部門ともに充実し、中央電視台と共にTVの制作をするまでに成長してきている。

昭和58年3月に映像ソフト制作理論とその実技研修を、JICAの専門家派遣によって実施した際に、各宣伝教育センターで制作した映像ソフトをみたが、その制作技術は非常に未熟であった。

しかし、今回北京計画生育宣伝教育センター制作の1979年末から1984年5月までのセンターの活動状況のビデオをみたが、画面構成と筋の組立てともにこれだけでできれば、宣伝教育用ソフト制作の能力としては充分であろうと思われる出来である。

その進歩のあとは著しいものがある。

換言すれば制作すべき映像ソフト制作を、中国内で研修する能力は、すでに備わっていると思われる。

この他の宣伝教育サブセンターの任務としては、次のものがある。

- ・展示会の開催
- ・車輛を用いた宣伝教育
- ・指導者の訓練
- ・医薬関係の研修
- ・母子相談

このように、中国の計画生育政策は、行政による命令によって実行するのではなく、一般人民への宣伝教育、相談、避妊薬の無料配布という主として宣伝教育センターの任務にあたる内容を充実させ、人民の思想や意識の変革を行い、人民の力で成功させようとしている。このため計画生育における宣伝教育センターの位置づけは大きいものがある。そこで現在設置されている北京市、上海市、成都市の各センターはすべて新築ビルに移転して、宣伝教育用ソフト制作を充実しようとしている。

2 中国家族計画プロジェクトにおける宣伝教育センターの位置づけ

このように宣伝教育は、中国の国策の計画生育にとって重要な位置づけになっている。この宣伝教育の中心的活動を宣伝教育センターが行う関係で、JICA中国家族計画プロジェクトは、3つの宣伝教育センターとの協力関係を密にしてきている。

昭和58年3月～4月に映像ソフト制作指導、昭和60年と61年にビデオ教材制作のための専門家派遣、16ミリ映画制作のための研修員の受け入れと、本プロジェクトでは、宣伝教育センターの活動の中心となる映像ソフト制作技術の向上のための技術協力を実施してきている。この結果が今回見たビデオ教材の質的向上となってあらわれてきているといっても過言ではないであろう。この種の技術協力は、明確にその成果であることを実証すること

は不可能であるが、他からの技術協力がなかったことから、それを関連づけて考えてもよいであろう。

3 問題点

しかしここで、問題点が存在する。それは、本プロジェクトの中心となっている機材供与と宣伝教育センターとの関連が直接的でないことである。

つまり、宣伝教育センターにはJICAの供与機材は配分されていない。これは供与機材が、16ミリ映写機、スライドプロジェクターという映写用機材で、製作用機材が供与されていないためと思われる。そのために、ビデオ教材制作のための専門家を派遣し、宣伝教育センターでソフト制作をする際には必ず、制作機材の不足とその援助の要望が出る。

また、宣伝教育センターでは、制作コストの関係から16ミリ映画の制作ではなく、ビデオテープによる制作を希望する。

しかし、各県に配分されている宣伝教育用機材は16ミリ映写機であるため、北京市計画生育宣伝教育センターで、ビデオテープを16ミリフィルムに変換して、各県へ提供している。地方の県では多人数(1,000名以上)を1度に観賞させるために、VTRでは役に立たず、16ミリ映写機の大型のものが必要である。都市部や近郊農村では、VTRを車輦にのせて、その車のまわりに人が集ってVTRをみせる方式が望ましいとのことである。これから宣伝教育用ソフトとして16ミリフィルムとビデオテープの両方が必要であることがわかる。

ところが通常の映像ソフト制作の常識からみると、16ミリフィルムとビデオテープの両方が必要な場合には、16ミリフィルムで撮影し、「テレシネ」という機器にかけてビデオテープに変換するのが通常である。「テレシネ」は一般によく使われている。中国で行われているテレシネの逆は、日本では行わないし、不合理な方法である。中国でこの方式を使うのは、16ミリフィルムの撮影がフィルムを使う関係でコスト高になるという理由だけと思われる。この点も基本に立ちかえって検討しないと不合理からぬけ出すことはできない。

中国家族計画プロジェクトの機材供与、専門家派遣、研修員の受け入れという協力事業と、宣伝教育への協力にともなう宣伝教育センターに対する協力とが完全に整合性がとれているとはいえない。

本プロジェクトは、宣伝教育への協力という目的と、その実施内容である機材供与、専門家派遣、研修員受け入れとの整合性を16ミリ映画制作のための専門家派遣という形で、とることはできる。

しかし、実施内容と宣伝教育活動の核となっている宣伝教育センターへの協力とは、研修員の受け入れとソフト制作専門家の派遣の面では直接関係するが、機材供与の面では宣伝教育センターに直接の関係はない。

これはプロジェクト発足の協議段階で、中国の計画生育の組織と運営に関する認識の問題、プロジェクト発足後の実施に関する評価の問題に起因すると思われる。

この中国家族計画プロジェクトにおける問題点を明確にしておくことは、今後のプロジェクト発足の際の基本的方針と実施計画の立案にとって必要なことである。

Ⅳ－４ 中国人口家族計画プロジェクトの進展からみた本年度調査の位置づけ

Ⅳ－４－１ 中国人口家族計画プロジェクトの性格について

中国人口家族計画プロジェクトは、JICAが実施している当該分野のプロジェクト協力の中で、かなり特異な地位を占めている。

つまり、宣伝教育（IEC活動）の重視とプログラム協力への傾斜としてとらえることが出来る。

これらの点は、当該プロジェクトの形成過程をふり返ることにより、より具体的に把握できるであろう。

まず、中国側の基本的な政策の再確認を行う。

婚姻法の第12条に、「夫婦の双方は、計画生育（家族計画の意）実行の義務を有する」と規定される通り、国の意志としての人口の直接抑制をうたっている。

その具体的な実行機関として、1981年3月6日に国家計画生育委員会が設立された。

国家計画生育委の主要任務は、「國務院の各部門の主要任務と職責」の中で「国の組織、方針、政策、法令によって、全国の計画生育工作の管理、我が国の各々の時期における人口発展の規制の実現、そのことによる経済と社会発展の相互関連を適合させること」と規定されている。

又、1982年9月1日の胡耀邦首相の共産党第12回全国代表大会報告で「我が国の経済と社会の発展の為、人口問題は重要な問題であり、計画生育の実行は、我が国にとっての基本国策の一項目である」との発言があり、家族計画は国の重要課題として認知されている。

1980～85年の中国の第6次5ヶ年計画においても社会開発のセクターゴールとして人口増加の厳しい抑制があげられ、手段として宣伝教育と思想工作があげられている。

以上の中国側の基本方針を受けて、日本側は、宣伝教育を通じての「一人っ子政策」の現実を中国側がもっとも重要視しているとの認識をもって、1982年11月から5ヶ年間の協力期間で、中国人口家族計画プロジェクトをスタートさせた。

この部門の協力内容以下の通りである。

：中国における家族計画宣伝網の整備充実に協力するとともに、中国の統計評価の技術レベルを高め、家族計画推進のための人材養成の面で協力する。

① 専門家派遣 人口統計評価、視聴覚関係などの専門家派遣。

② 研修員受入 年間10名の研修員受入れ。

③ 機材供与 中国国内1,138県に対する、スライドプロジェクター、16mm映写機等視聴覚関係機材の供与および重点県宣伝用のための車輛の供与。

しかし、さらに具体的に日本側からのインプットとして記録されているのは、

- a) 吉林省に対する2ヶ年にわたる人口・家族計画基礎調査（開発と人口がテーマ、サンプルサーベイとその結果の解析が内容）の実行及び研修員の受け入れ、若干の機材供与による人口統計分野に関する協力
- b) 機材供与、ソフトの共同開発等の技術移転を目的とする短期専門家の派遣、研修員の受け入れによる視聴覚分野への協力及び
- c) 主とした研修員の受け入れによる優生優育分野への協力と限定される。

また、どの分野での協力の場合も、北京にある国家計画生委あるいは北京、上海、成都の宣伝教育センター、吉林省の計画生育生委がカウンターパートであった。

このことは、省レベル以下の中国側の機構の中で、あるいは地域の中でどのような実際の活動が当該分野でなされているのかの把握を日本側が十分なし得なかった原因と推察される。

つまり、日本側にとって、日本からのプロジェクトへの種々のインプットをどのように具体的に地域で活用され、どのような成果があがったのか、又、何が問題点なのかをチェックするしくみをプロジェクトの機構の中に組込めなかったと言わざるを得ない。

このことが、当初のR/Dに規定された分野について専門家（短期）、機材、研修員をプログラム協力的に投入してきたことの要因であろう。

N-4-2 中国家族計画プロジェクトの特異点

JICAは、人口・家族計画プロジェクトに関し、いくつかのメー化を促進しているが、中国型（宣伝教育重視型）の特異点を規定するのは、下記の3点である。

a) 協力の内容

機材供与……………国家計画生育委員に送付。全国的に中国側が配布する。

研修員……………省レベル

短期専門家……………北京、上海、成都のセンターで協力

b) プロジェクトの形態

機材供与（約2億円／年）が中心

配布に関し日本側はタッチしていない

c) カウンターパート機関

国家計画生育委員会であり衛生部等とのリンクを日本側はチェックできていない。

従ってJICAの実施している人口家族計画プロジェクトの母子保健とのインテグレー

ジョン型との差異は下表の通りとなる。

	中 国 型	母子保健との統合型
プロジェクトの目的	宣伝教育活動への協力	母子保健とのインテグレーションを旨として地域での諸活動
活動の場	計画生育委員と全土	中央省とモデルエリア
プロジェクトのスタイル	機材供与中心型	組みあわせ型
実際の活動	ソフトの共同作成	人材の教育訓練、組織づくり

Ⅳ－４－３ 中国人口家族プロジェクトに対する日本側からの投入

本プロジェクトの性格、特異的等を述べてきたが、本章では日本からのインプットの実績を示すこととする。

・専門家派遣

(予定)

研修員

機材供与

ローカル・

コスト負担

(L・C)

年 度	5 7	5 8	5 9	6 0	合 計	6 1
長 期	0	0	0	0	0	0
短 期	4	7	4	7	2 2	8
研修員	1 0	1 0	1 0	1 0	4 0	1 0
機 材	2 0 1	2 5 4	2 3 0	2 5 3	9 3 8	2 0 0
L・C	0	0	0	0	0	

(注) 専門家・研修員(57年度10名には集団コース参加者1名含む)は実人員、機材は金額で単位百万円。

他の経済協力との関係(無償・有償・個別専門家派遣・その他)

:なし

・調査団

: 1) 事前調査 57. 3. 15 ~ 3. 26
 2) 実施協議(第1次) 57. 6. 16 ~ 6. 30
 (第2次) 57. 11. 14 ~ 11. 16
 3) 計画打合 58. 7. 6 ~ 7. 16
 4) 巡回指導 59. 7. 2 ~ 7. 11
 60. 6. 11 ~ 6. 22
 5) エバリュエーション 59. 3. 23 ~ 4. 7
 6) 基礎調査 60. 7. 8 ~ 7. 23

(注) 短期専門家には、今回の計画打ち合せ調査団のように実質的な調査団を含む。

V 参 考 資 料

V-1 会 談 記 録 I

会 談 記 録

中国の家族計画の実行条件を把握するため日本国際協力事業団は、1986年8月28日より、9月6日まで、芦葉浪久氏を団長とする調査団を派遣した。中国滞在中、調査団は、中国国家計画生育委員会外事処長、董玉昌氏はじめその他の職員と共に、プロジェクトの実行状況と評価について、互いに意見を交わした。

本文は、この度の会談の討論の記録でありすでに、双方の承認を得たものである。

1986年9月5日

中国国家計画生育委員会 外事処長	日本国際協力事業団 計画打ち合わせ調査団団長
董 玉 昌	芦 葉 浪 久

日中家族計画共同プロジェクト

会 談 概 況 (一)

日 時 1986年8月29日午後(2:00~5:00)

場 所 国家計画生育委員会接待室

出席者 中国側

董 玉 昌	外事処処長
倪 家 俊	外事処職員
丁 小 鳴	外事処職員、通訳
劉 永 崎	宣伝教育部職員

日本側

芦葉 浪久	団長
林 謙治	国立公衆衛生院学校衛生室長
樋口 正昇	厚生省大臣官房国際課課長補佐
渡辺 正夫	JICA医療協力特別業務室室長代理
桑島 京子	JICA 北京事務所員

まず、日本側団長芦葉浪久が訪中目的を次のように説明された。「共同プロジェクトの実施状況、設備の使用状況、及び日中家族計画共同プロジェクトのもたらした効果を把握し、並びに来年終了するプロジェクトに対する最終的評価の準備をするというのが、その目的である。」

つづいて、渡辺がJICAの共同プロジェクトに対する基本的な考え方を次のように説明された。

「JICAのプロジェクトは、一定の目的を持って、一定の期間内に、被援助国に特定の器材、組織などを投入する。プロジェクトは、目的を持ったものであるから、その目的を達成するために、プロジェクト実施の過程に対する評価が必要となる。その評価も又、プロジェクトの一部なのである。プロジェクトが終了する年度に、全面的な評価が行なわれるが、その評価に際して、プロジェクト事業が、その国の内部機構として存在するようになり、その効果をもたらしめている場合に、プロジェクトは成功した、という結論が出される。

プロジェクト実施の過程で、自然にできてくる評価については、投入された器材や組織等がもたらした変化に基づいて、定量的に測定し、(定量測定が不可能な場合は定性評価を行なう)。数量上の変化をはかる。これらの評価を意義あるものとするために、具体的な事実、成果を例として挙げなければならない。」

渡辺はさらに、会談の具体的内容を説明された。会談の内容は、1. プロジェクトの意義、2. 85年度の共同プロジェクト実施状況、3. 86年度の具体的計画である。

国家計画生育委員会外事処処長、董五昌がプロジェクト1985年度実施状況について、以下の説明をした。1. 設備の到着状況、2. 人的交流の状況、3. 吉林省の人口生育率と生活水準の関係に対する共同研究状況。

芦葉、林、渡辺がさらに、国家計画生育委員会の仕組み、衛生部(省)との関係等について質問された。

董玉昌が、国家計生委の仕組み、衛生部との関係等について説明された。

日中家族計画共同プロジェクト

会 談 内 容 (一)

日 時 1986年8月30日午前(9:00~11:30)

場 所 国家計画生育委員会接待室

芦葉が、中国の家族計画の概況及び、その国家計画に占める位置について、説明を求められ

た。

董玉昌が中国の家族計画を国家の基本的政策として説明し、さらに数年来、我が国の計画政策が収めてきた成果を詳しく紹介した。

芦葉が、日中家族計画共同プロジェクトが1982年に始まったことで中国の家族計画政策の方針に何か変化があったか、という質問をし、樋口は、中国の人口を今世紀の終わりに、12億前後に抑えるという考えに、何か変更はないかと質問した。

董は、中国の人口政策は、終始一貫したもので、「一組の夫婦に一人の子ども」を提唱し、どうしてもそれが難しい夫婦には、第二子の出産を認めるというものである。又、中国の人口政策は、少数民族居住区に対しては、別に特別の規定を設けている。我々は、引続き努力しており、今世紀の終わりに人口を12億前後に抑えるために全力を尽くす、と答えた。

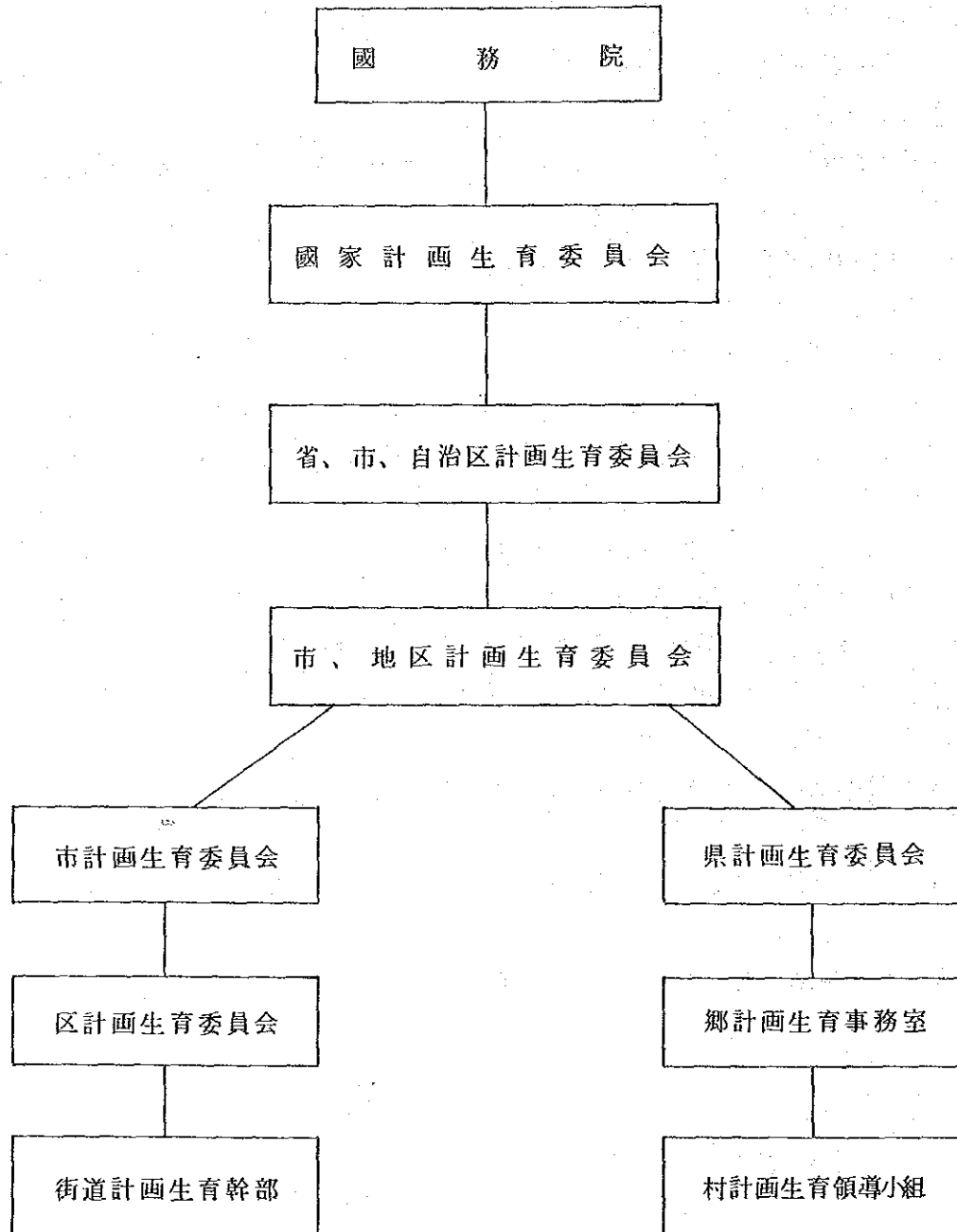
芦葉が、国家計生委の職能について説明を求めた。

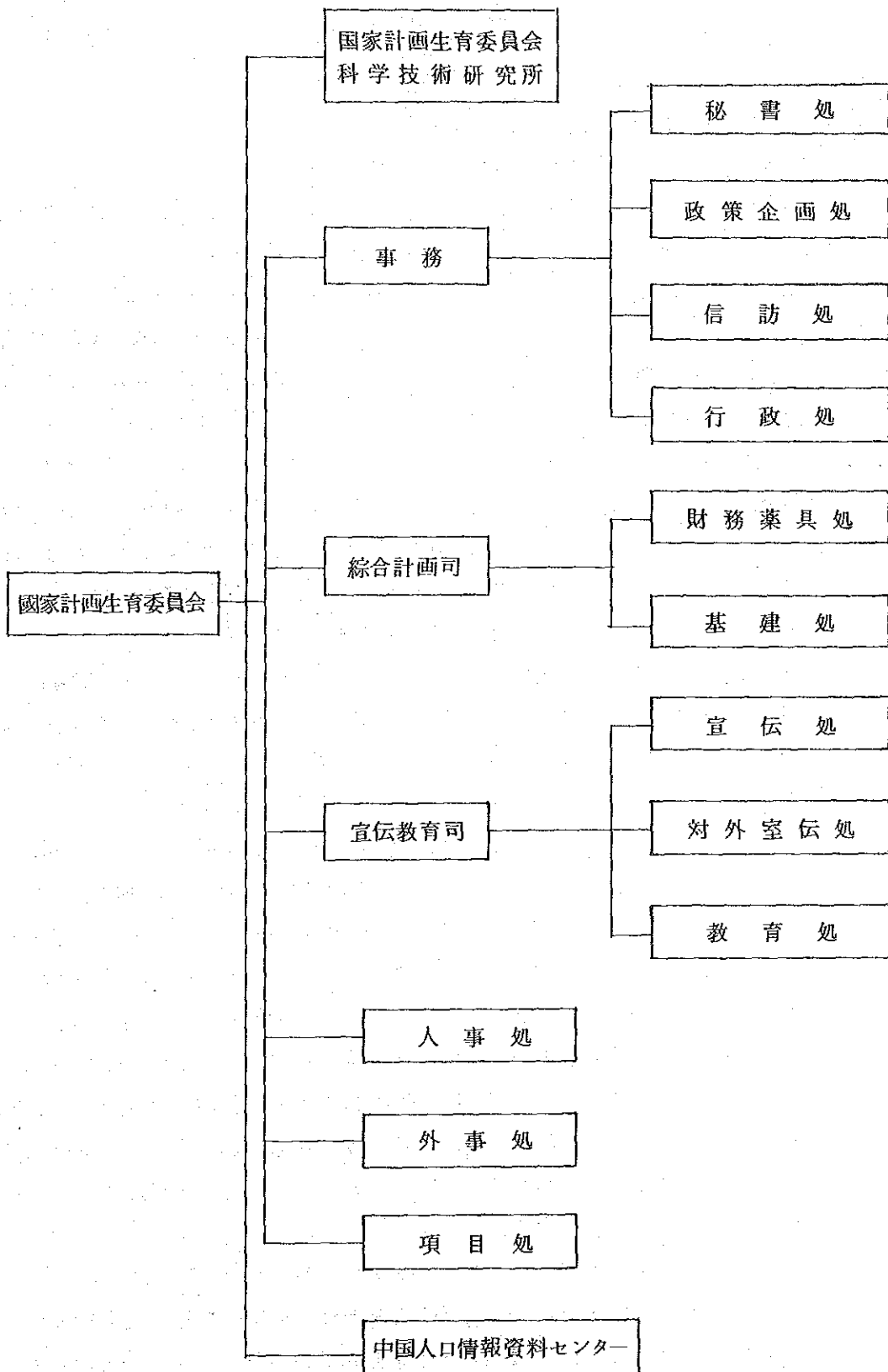
董玉昌は、この質問に対して、以下のように説明を行なった。

国家計生委の職能は、

1. 家族計画活動の方針、政策、及び法規を検討、制定し、その実施を行う。
2. 国家計生委と共同で、国の人口増加の長期計画、中期計画、並びに年度計画作製し、統計を行なう。具体的な実施方法を定め、責任をもって、その監査、実施を行なう。
3. 全国の家族計画の状況を調査検討し、その結果の上になんて、各地域の家族計画活動の監査、指導をする。又、必要に応じて、政府に、状況を報告し、意見をのべる。
4. 各方面（新聞、放送、出版）を、組織、調整して、家族計画の宣伝、教育を行なう。
5. 関係機関と協力し、全国の家族計画関係の科学研究、技術指導、及び避妊薬、避妊器具の生産、供給、分配等の活動を徹底する。
6. 全国の家族計画経費の財務管理の監査、指導を行ない、下級機関の基本建設投資を手配する。
7. 専門的に、家族計画に従事する人員を充実させ、その業務能力及び政策理解能力を向上させる。
8. 家族計画及び関係する人口方面の外交活動を行なう。

National Family Planning Network





日中家族計画共同プロジェクト

会 談 概 念 (三)

日 時 1986年9月1日午前(9:00~11:30)

場 所 国家計画生育委員会接待室

芦葉 国家計生委には多くの委員がいるが、これらの委員が所属する機関と国家計生委の関係は、どのようになっている、どのように仕事を分担しているのか。

董 国家計生委の職能についてはもうお話ししたが、その他の機関、例えば衛生部(省)、医薬管理局、化学工業部(省)、国家計画委員会等は、みなそれぞれ積極的に家族計画活動に参加している。衛生部は、技術関係のことを担当し、化学工業部、医薬総局は、医薬品の生産分配を担当し、国家計画委員会は、人口計画を担当している。

芦葉 国家計生委と地方の計生委との関係は？ 地方分権なのか？

董 人口抑制問題に於いて、国家計生委は全国を統率する任務を負っている。地方の政府はその地域の人口抑制活動を統率し、各地の計生委はその地域の政府に統率されながら、政府の政策と地域の実情に基づいて、人口抑制の関係法規を判定する。

芦葉 上海サブセンターと上海市計画生育委員会の関係は？

董 上海サブセンターは上海市人民政府が統率し市計生委が責任を持っている。国家計生委との関係は、指導し指導されるという関係であり、国家計生委は、毎年彼らに任務を与え、宣伝材料を制作し、それを各省、市、自治区に送ることを委託もしている。

芦葉 中国の人口の変化を説明してほしい。

董 中国の人口変化には、いろいろな曲折があった。第一次国民経済5年計画の期間に、家族計画事業が認められはじめた(1953~1957年7月)。その後極左思想によって、家族計画の考え方は批判された(1957年7月~1958年12月)。大躍進運動中には、盲目的、楽観的にたくさん生むことが、奨励された。1963年から1965年まで、家族計画は再び重視されるようになったが、1966年から1976年まで続いた文化大革命は、家族計画にもあまりよくない影響を与え、家族計画は進められなかった。1979年から全国で、家族計画事業を進めようという考えが高まり、1981年3月6日には、人民代表大会常務委員会が国家計生委の成立を決め、1982年9月1日に、家族計画が、基本政策として掲げられた。この間の人口変化の具体的数字を提供することはできる。

芦葉 中国は一人っ子政策を進めているが、これは国民に受け入れられているのか。

董 中国が行なっている人口政策は、人口を抑制しその資質を高めるというもので、我々は、一組の夫婦に一人の子ども、ということを提唱しているが、これは一人っ子政策と

は違う。今世紀の末に、人口を12億前後に抑える方針は、都市部では文化教育程度が比較的高いために、比較的容易に受け入れられている。全国出産適齢の女性の19%は子どもを一人しか生まずその大部分が、都市部に居住する。

日中家族計画共同プロジェクト

会 談 状 況 (4)

日 時 1986年9月1日午後(2:00~5:00)

場 所 国家計画生育委員会接待室

渡辺 過去4年間、JICAは、スライド、車、16mm映写機など、多くの器材を、提供して来たが、これらが、役立っているのかどうか。又配分の基準はどうか。

趙 設備分配の原則は、1.人口の多い省、2.古い革命根拠地、3.少数民族居住区、辺境地域、貧困地域、4.フィルムを制作できる地域、5.経済特区、我々は、このような所を優先的に扱っている。日本製の映写機を、県に分配したがその後、それぞれの地域の関係者から、日本製の映写機は、小型・軽量で持ち運びが便利だし、音響効果もよく、我が国の農村での映画放映にとっても適しているとの意見が寄せられている。

渡辺 国家計生委は、使用目的についてはどのように考えているのか。計画はどうなっているのか。

趙 我々は映写技術者の研修講座をもうけ、まず彼らに器材の性能、構造、使用上の注意事項等を理解してもらっている。放映は、まず家族計画に関するフィルムを放映し、その後で普通の映画を放映するという形式を取っている。

渡辺 今、映写機の使用状況について説明していただいたが、趙氏のもとにはこの方面の調査結果がないだろうか。コピーして私達にいただきたい。それから、各省に送られた映写機は、それぞれどの県に分けられたのか。

趙 我々は省に送られた総数については把握しているが、具体的に、どの県に分けられたかはわからない。

渡辺 省レベルで、各県に分配するに当たっての基準は何か。

趙 各省の状況によって決めている。

渡辺 一つお願いしたいのだが、本年度中に映写機とスライド装置について、調査してもらえないだろうか。車についても、同様の調査をしていただきたい。

趙 調査する。

渡辺 そちらの映画・ビデオフィルムの名前のリストを、一部いただけないか。

趙 差し上げる。

渡辺 確認したいのだが、それぞれの設備の数字を年度末までにまとめて、調査書を書きあげてもらいたい。

趙 わかった。

渡辺 調査が終了したら、JICA事務所にも一部いただきたい。

趙 差し上げる。

渡辺 JICAは、今年、機材供与に関し2億円の予算を組んでいる。50台の車と、それ以外は500Wの16mm映写機ということでよいのか。

趙 それでお願いしたい。

渡辺 研修員に関しては、毎年10名です。

趙 8名は、映画の制作と、撮影の研修をし、2名は、人口学を学ぶ。この二人については、少し長い研修期間が必要だ。映画の撮影と制作の研修については、我々は二ヶ月が適当だと思う。

渡辺 人口学の研修員二人は三週間あればよい。

董 短かすぎる。我々は、6ヶ月がいいと思う。

日中家族計画共同プロジェクト

会 談 状 況 (五)

日 時 1986年9月2日午前9時

場 所 国家計画生育接待室211

董 去年、日中共同でVTRで「長寿之路」を制作したが、これはなかなか反響が大きかった。我々は更に、二本VTRで撮りたいと思っている。上海と成都の二ヶ所で。

芦葉 JICAは本プロジェクトでの16mm映写機の機材供与を行っている。昨年度も本年度も日中共同制作ではVTR制作を希望する理由は？

董 テレビの方が見る人間が多い。我々はJICAに共同でVTRを作ってもらいたいと思っている。それに、VTRは映画フィルムにすることができし、VTRの方が制作費が安い。

渡辺 JICAの側からいうと、今年は二ヶ所でVTRを作る予算はない。

董 そちらでは専門家を派遣していただくだけでよい。もし予算が足りなければ、私達が一部分を支払うこともできる。

渡辺 JICAは、10月に2人の専門家を派遣して、調査を行ない、正式にVTRを作る時に2～3人専門家を派遣する用意がある。

V-2 会 談 記 録 Ⅱ

日中双方は、9月4日に、中国側によって作成された会談記録を検討し、その結果、双方で、更に会談記録Ⅱを増補することに同意した。

8月29日午後

1. 機材分配の基準

(1) “老、少、辺、窮”を重点とする。

老・古い革命根拠地で、解放後経済発展が遅れている地域、例・延安。

少・少数民族居住地

辺・辺境、辺鄙な地域

窮・貧困で、遅れている地域

(2) 技術的に比較的優れており、ある程度の制作能力のある地域を、優先的に考える。例・上海地区。

(3) 経済特区、或いは沿海の新開放都市を、優先的に考える。例・大連、青島。

2. 中国の家族計画の概要

(1) 中国の家族計画の方針は、国家計画の中に含まれるものであり人口抑制を基本的国策として、国家から特別に重視されている。西暦2千年に経済を今の四倍にまで発展させるために、是非とも人口抑制を実行しなければならない。

9月1日 午前

1. 国家計画生育委員会と、その他の国家機関との関係

衛生部、医薬管理局とは、避妊薬の発給、優生優育の方面関係の職務

国家計画委員会とは、人口増加に関する計画と国家の総合計画にかかわる職務

国家農業委員会とは、農村の人口増加に関する計画と、全国の人口増加計画に関する職務

国家民族委員会とは、少数民族の人口増加計画方面に関する職務

化学工業部とは、避妊薬製造、生産の方面に関する職務

人民解放軍とは、軍隊の人口増加に関する計画面に関する職務

民政部とは、民事方面（例えば、結婚入籍等）に関する職務

労働者、青年、婦人組織とは、家族計画方面の職務

経済貿易部とは、外国製の避妊薬、避妊器具の輸入方面の職務

財政部とは、避妊薬の生産、管理、発給の予算方面の職務

2. 国家計画生育委員会の、地方に対する活動割当の方式

- (1) 毎年一回、北京で、全国主任会議を開く。(一年の状況をまとめ、その年の計画を決める。)
- (2) 各省で、それぞれ省会議を開き、地方に仕事の割当をする。
- (3) 省或いは県に実験地域を設け、成功例を全国に広める。

3. 家族構造の変化

中国では都市・農村の双方で、家族の構造が以前の大家族から、現在の核家族に変わりつつある。全国で一人しか子どものいない家庭は、現在全体の19%を占めている。農村では一人だけというのが難しい場合、第二子を生むことが許されているが、その場合も、第一子と第二子の間に一定の間隔をおかなければならないことになっている。

4. 人口統計

国家計画生育委員会の人口統計は中国人口情報センターによって行なわれ、1985年以前は、ずっとコンピュータによらずに統計を行っていた。

9月1日、午後

JICAは、研修員の受け入れに関し、以下の条件を出した。

研修員は研修内容について、専門的な学識を持っていることを条件とする。16mm映写機の撮影と制作技術の研修期間は、4週間以内とする。

9月2日、午前

1. 成都で技術の導入を希望しており、成都側の技術水準を高めるために、成都に於いて、VTRの共同制作することに同意する。
2. 共同制作するVTRは、「三代恋情」。(ストーリーは、60年間に渡って、繰り広げられたものの)
3. 農村には、近親結婚が多く見られ、優生に対する認識を高める教育が極めて重要なものとなっているため、このような題材が選ばれた。家族計画は、人口の抑制と人口の資質を高めるという二つの側面を持っており、農村でも人口の資質を高めることが提唱されるべきである。現在、劇映画の型式によって、遺伝病の障害と優生の重要性を伝えるVTRはまだまだ少ないこともありこのVTRが必要である。

VTRに次のような内容を加味することを提案し、中国側の了解をえた。「優生優育の立場から、遺伝病の障害と近親結婚の悪影響を訴えるだけでなく、人口抑制の方の意義も持たせるべきだ。例えば、現在一人っ子を提唱しているが、すでに、一人子どもがいる夫婦、家庭は、第二子の出産を止め避妊措置をとる等、人口の資質を高めると同時に又、人口抑制もしなければならない。」

4. 制作面での問題

(1) 撮影に関する問題

室内撮影は撮影セットを使用せず、実景を使って撮影する。又室外場面も実景を使う。室外ロケは必要だ。その場合日本の専門家の到着前に、室外ロケの撮影を終わらせておいた方がよい。

(2) 器材ー中国側の所有するビデオカメラ2台とビデオ録画機2台、編集用機械台を使って制作する。

(3) ビデオテープは中国側が準備する。

(4) 人員、撮影、制作の過程で、撮影、制作等15)。が必要。1日の労働時間は、14時間でも時には24時間になってもよい。日本人と同様に働く。

家族計画ビデオテープ

日中共同撮影計画書

I 四川省の計画生産政策の概要

- 一、人口抑制、人口資質の向上
- 二、近親婚を禁止し、後代の健康を確保する。
- 三、優生、少産を強力に進め、婦人幼児の保健衛生活動を強化する。

II ビデオテープの制作目的と政策の一致

長期に渡る宣伝教育によって、たいへんな勢いを見せていた四川省の人口増加も、すでにかなりの程度抑制されてきており、現在、省民は皆健康で聡明な後代を育生するための知識を得たいと切望している。四川省及び西南地域は、辺境遠方の山岳地帯が多く近親婚と遺伝病は、健康な子どもの生育にとって、重大な潜在的脅威となっており、またそれが、多産の大きな原因にもなっている。このため、人民に対して科学で婚姻・生育を指導することの意義とその知識を広めることが、必要となっている。そのため、今回共同撮影する番組の内容・型式が、過程の幸福、恋愛婚姻、及び効果的な少産、優生に対して果たす役割が大きなものである。又、生育によって、家庭、社会に負担が生じるのを防ぎ、又、人口増加を抑制し、家族計画を進め民族の人口資質を向上させる上でも、大変重要なものであることは疑いない。

III 脚本のストーリー概要

テレビドラマ＜三代恋情＞（仮名）は、陳秋実教授が、優生学・遺伝病学の研究に尽した苦難に満ちた一生を通して、宇余曲折に富んだ感動的なストーリーである。この物語は、祖国の優生事業のために献身的に尽した一人のインテリの、輝かしい業績を頌いあげている。しかし、陳秋実自身もまた、常染色体の優性遺伝を逃れ得ず、多発性結腸ポリープの晩期悪性化—結腸癌で亡くなる。この悲劇は優生を進め、不良遺伝因子の拡散を防止することが、中華人民の繁栄と後代の健康さ聡明さの確保のための重要な措置であり、家族計画・優生少産の重要課題であって、社会全体が注目し、しっかりと取り組まなければならない問題である。

IV 共同撮影の準備状況

一、施設の問題

成都計画生育宣伝教育サブセンターは、スタジオ（室内撮影セットはなし）を備えているがテレビ番組の制作は、実景を使って撮影し（室内劇も含めて）、後から音楽、せりふを

入れるというやり方をする。

共同撮影が順調にできるよう我々が、日本側専門家の到着前に、撮影に適切な室内・室外撮影場所を選定しておくこともできる。又ばらばらに分散している室外場面を全部撮り終えてしまい、日本側専門家の到着を待って重要な室内場面の撮影を共同で完成することもできる。最後の段階の編集、録音の合成の施設は確保できる。

二、機材の問題

成都サブセンターは撮影録音器材一セットを用意して、共同撮影に参加することを保証する。質のよい映像と高レベルの撮影を確保するため、二つの器材を使って撮影を行いたいと思っており、日本に器材の面での援助協力をお願いしたい。

三、人員の準備

撮影制作の中国側人数は150人（俳優は含まない）、一定の業務能力を持ち責任感があり没我的精神があるスタッフを組織する。これらのスタッフに、芸術的創作から事務上の事までを分担して仕事を完成できるようにする。

日本側が経験豊富な監督と、録音撮影照明方面の専門家を派遣して、共同制作できることを望む。

四、消耗品の準備

ビデオテープは、成都サブセンターが提供する。中国国内で調達できる低価の消耗品と必需品、例えば、国産の電球、電池等は中国側が準備する。日本側の持参する撮影、録音、音響、照明などの器材の消耗品と部品等は、日本側で準備してもらいたい。

V 共同制作の実施問題

一、双方の業務分担

中国の成都計画生育サブセンターは以下の業務を行なう。

1. 9月末までに、日本側に完成したテレビの台本を提出する。（中国語）
2. 撮影制作班の編成の準備をし、俳優も含めた班の構成員を選定する。
3. 日本側専門家の到着前に、撮影場所を選定しその場所に手を加える。
4. 制作主任と、主要な創作員を指名する。
5. 日本側専門家の到着前に、分散している室外場面の撮影を終わらせる。
6. 日本側専門家に対する接待を受け持つ。

日本側が、担当すべき業務

1. 監督、撮影、録音、照明の専門家を派遣し、現場での撮影を補助指導する。
2. 一部必要な、撮影、録音、照明器具を提供する。
3. 中国側人員に対し、必要な業務訓練を行なう。

二、共同撮影の実施日程

1. 9月末までに、テレビ台本（中国語）を日本側に送る。
2. 10月20日までに、双方の技術者が場面別の台本について話し合い、撮影日時及び仕事上の細かい点を決める。
3. 10月20日から11月中旬を撮影期間、11月中旬から11月末を編集音入れ期間とする。
4. 11月末までに、全ての作業を終え完成したビデオテープによって、双方の共同作業の成果を評定する。

VI ビデオテープの使用計画

共同制作終了を待ち、当ビデオテープは中国側政府機関の許可を経て四川省テレビ局、中央テレビ局に送られ放映される。又、成都サブセンターによって大量にコピーされ、全省、全国各地の計画生育宣伝教育部門、機関に送られ、広く国民に対する宣伝教育活動に使われる。

ビデオテープは、完成後成都サブセンターが一部コピーし、日本側に提供する。

中国成都計画生育宣伝教育サブセンター

1986年9月3日

V-3 その他中国から入手した参考資料

V-3-1 国家計画生育委員会構成員名簿

主任 王偉 (67)

副主任 常崇煊

彭玉(女)

委員 (11人、名字の画数順)

馮軍 共産主義青年団中央書記局書記

李曉東 国家医薬管理局副局長

李雪堇(女) 全国労働組合書記局書記

呉介民 中国社会科学院秘書長

何界生(女) 衛生部副部長

張惠(女) 全国婦女連合会宣伝教育部副部長

洛布桑 国家民族委員会副主任

章明(女) 民政部副部長

韓光 中国人民解放軍総後勤部衛生部部長

謝華 中央書記局農村政策研究副主任

譚竹洲 科学工業部副部長

V-3-2 「健康版」抜粋

我国“第6次5ヵ年計画”人口計画の実施状況は良好である。

国家統計局が新しく提供した資料によって、第6次5ヵ年計画期間中の人口計画実施状況が良好であることが明かにされた。1984年末の人口状況と今年の始めから8月の人口情勢の分析によれば、第6次5ヵ年計画期間中の人口増加は、合わせて6,200万人と推計され、第6次5ヵ年計画の規定した増加数より少なくなっており、この情勢で行くと、全国の総人口は1985年に10億50万人以内に抑えられ、第6次5ヵ年計画が規定している10億6,000万人の人口抑制目標は、間違いなく達成されることになると考えられる。これは、今世紀末に人口を12億前後に抑制する計画の基礎固めとなるものである。

第6次5ヵ年計画期間の4年目までの我が国人口増加主な指標は、計画が実現しようとする目標に見合うもので、4年間、毎年平均1,225万人増加し1984年末に29の省、自治区、直轄の市、及び現役軍人の総人口は10億3,450万人で、年平均人口増加率は千分の8となっている。この4年の人口変化の傾向は、出生率と自然増加率が再上昇を経て再び下降に向かうというものであった。50年代の第1次の出産のピークと、1981年の新婚姻法の実施の影響を受けて、始めの2年は、出生率、自然増加率に、かなり大きな再上昇がおこり、1982年の自然増加率は千分の14.5であった。1983年と1984年の人口増加率は、又かなり目立った下降を見せ毎年1,000万人前後の増加で、1984年の人口自然増加率は千分の10.81まで下がり、建国以来三年間の困難期を除いての人口増加の最低値を記録した。

党と政府が重視、そして多くの国民の指示の下、第6次5ヵ年傾向期間の家族計画活動は更に一層強化された。家族計画政策の改善、活動方法の改革は、人口計画の完成に大きな役割を果たしている。第6次5ヵ年計画の人口計画の達成は、我が国の再生産人口の型を除々に変え、今世紀末にやや安定した状態を実現するためには、大きな意義を持つものである。

(姚敏華)

V-3-3 「健康報」抜粋

第7次5ヵ年計画

人口自然増加率を年平均千分の12.4前後に抑制

新華社北京3月28日

第7次5ヵ年計画草案は、1990年末に大陸の人口総数を11.13億人以下に抑制するこ

とを打ち出した。人口自然増加率は年平均千分の12.4前後に抑えられることになる。

第7次5ヵ年計画期間中、結婚、出産年齢に入る青年数がピークを迎えるに対して、計画草案は家族計画の実施と人口増加の抑制問題を特に重視し、5ヵ条の主要政策を打ち出した。

- (1) 各地域・各機関は引続き家族計画活動を重視し、強力に活動を進める。家族計画関係機関は、各地域それぞれ状況に基づいて分類指導を行なう。
- (2) 引続き、晩婚晩育と一人っ子を奨励する。農村において、一人っ子がどうしても難しい夫婦については、家族計画に基づいて第二子を出産することが許される。少数民族は普通二人の子と子どもを持つことができ、特別な場合には第三子の出産ができる。全ての地域で、宣伝教育活動・産児制限活動をしっかり行ない、計画外の第二子の出産、多産を厳禁する。
- (3) 思想政治教育を強め、封建的思想や遅れた考えをなくし、避妊、産児制限、優生優育及び母子保健等の科学的知識を広め、国民の家族計画に対する自覚を一層高める。
- (4) 家族計画関係の科学技術の研究を進めその成果を広めることにも力を入れて、避妊薬、避妊器具の生産、供給を保証する。避妊を主とする方針を堅持し、総合的な避妊措置を提唱する。
- (5) 県計画生育宣伝教育センターを強固かつ完全にし、計画生育活動の制度化、日常化を実現する。生育指導側の資質と業務能力を向上させ、計画生育の各任務の完成を確保する。

V-3-4 要人発言

今後15年は、我が国経済発展の鍵
人口抑制政策は、戦略的意味を帯びた

大政策（鄧小平）1985年

新華社北京11月10日

中国共産党中央顧問委員会主任、鄧小平は今日午前、人民大会堂において、パキスタンの総理、居内久と会見し、両国の経済建設や中パ友好等の問題について、和やかに話し合いをした。

居内久は、1968年にも中国を訪問しており、会見の時、鄧小平に対し、「17年ぶりに中国を再訪し、その大きな変化に、励まされた」と語った。

鄧小平は、「今後15年は、中国の経済発展にとって、鍵となる時期である。過去7年の実践から見て、今世紀末に、工業農業の年総生産高を1980年の4倍にし、国民生活がある程度安定した状態に導くという目標は実現可能だ。これは、中国が貧困の状態から脱却することを意味するが、更に重要なのは、これが、中国にとって、次の世紀に、先進国のレベル

に近づくための良い基礎作りになるということだ」と述べた。

鄧小平は今後、どのように発展するにしても、中国は終始第三世界の国家であり、永久に第三世界の立場に立って、覇権主義に反対し、世界平和の擁護のために努力するものであることを強調した。

居内久は、「パキスタンにも、現在、農業と農村の工業の発展に力を注ぐ一方、教育事業にも更に力を入れている。我々は、中国の経済の中から、我々に必要な物を取り入れたいと思っている。又、我々は、中国の指導者の定めた国家現代化の計画が、全国の各クラスの国民から支持され、又、国際社会からも広く受け入れられているのを見て大変うれしい」と語った。居内久は又、鄧小平個人の傑出した働きに対し、特に尊敬の意を表した。

鄧小平は「我々の政策は皆、集団で策定したもので、私はただ意見を出したにすぎない」と答えた。又彼は、個人が集団と共になければ、大きな力を発揮するには不可能だということを強調した。鄧小平は、更に、政策の連続性を確保するため、幹部の若返りを除々に進めていることに言及した。

居内久は、「中国は、世界で人口が最も多い国であり、近年、中国は経済面で大きな発展を見せているが、合わせて人口抑制を成しとげるなら、それはとても大きな成果で」と語った。

鄧小平は、「しかし、我々の人口政策を非難する外国人も少数いる。彼らは、実は中国に永遠に発達しない状態でいてほしいのだ。中国には中国の状況がある。もし人口を抑制しなければ、今世紀の末に人口は15億に達し、その増加が経済の発展を上回ってしまうのだ。だから、我々の人口政策は、戦略的意味を持った大政策なのだ」と語った。

鄧小平は中パ関係が、国際関係に於ての模範であると称え、中パ友好は長期に渡り続くものであることを確信している、と述べた。居内久も今回の訪中が、両国の関係を更に深める助けになるであろうことをうれしく思う、と述べた。

国務委員兼外務大臣呉学謙、林業大臣楊鍾が、居内久総理に同行した。パキスタン陸軍副参謀長、哈立德・馬哈茂德・阿里夫上將、外相雅各布・汗等が、会見に同席した。

V-3-5 新聞報道

鄧小平、福田赳夫と会見

今世紀内12億に抑制に努力

現在我々は戦争は不可避であるという見方を変え、工作によって
平和を勝ち取ることができると考える。

新華社北京4次23日

中国共産党中央顧問委员会主任、鄧小平は本日午前、人民大会堂にて、日本の福田赳夫前首相と会談し、人口増加の厳しい抑制は我々の切実な利益の問題に関わるもので、我々は、

今世紀末に人口を12億に抑えることに力を尽くす、と語り、これが、中国の重大な戦略的政策であることを説明した。

鄧小平は「国外には、中国の家族計画を望まない人もいるが、これは、中国を永遠に貧困の状態においておこうとするもので、我々は、家族計画の実施は、中国を更に早く発展させることになるだろうと考えている。」と述べた。

副田赳主は、もし、人口抑制と軍備削減を行なわねば、世界の経済を回復させるのは難しいだろう、と述べた。

鄧小平は、「我々も軍備縮小には賛成だ。現在の全体の傾向から見て、軍備競争は、終わりそうもない。その鍵をにぎっているのはやはり米ソ両国だ。」と語った。鄧小平は又、「実際、中国は絶えず軍備縮小をしており、今年度までに100万の軍隊を削減する。これで、我々は、2年以内に100万の軍隊削減したことになる。」と述べた。

彼は、これが世界の情勢はととても緊張した状態だが、平和を求める力も大きくなって来ている、という判断に基づいて行なわれたものであることを説明した。又、「軍備削減の会議は、和平会議でもあると考えている。以前、我々は戦争は不可避である、と言ったが、現在はその見方を変えた。国際情勢の発展を見れば、平和は努力すれば得られるものであることがわかる。もちろんそれには、一貫した活動をする必要があるが」と語った。

鄧小平は、「私は現在、全地球がかかえている二つの問題があると思う。一つは、戦争と平和の問題、もう一つは南北問題である。前者は解決の満が見つかりそうだが、南北問題の方は、現在のところまだよい解決法がない」と語った。

中国国内の状況については、鄧小平は、第7次5ヵ年計画の5年は、大変重要でありこの5年が、改革の成否を決める鍵である、と述べた。彼は又、「我々の取っている路線は正しいものでり、どうしてもこの道を行かねばならない。他に道はないのだ。うまく行くかどうかは、我々の能力にかかっているが、私は、我々の成功を信じている」と語った。

V-3-6 趙紫陽同志の全国第5期第三次人民代表大会での報告

(1982年11月30日)

第6月5ヵ年計画期間、人口増加の抑制を厳しく進める。今年7月1日の一斉調査によると、我が国の人口は、すでに10億を超えた。今後、人口の自然増加率は、千分の1.3以下に抑制し、1985年に、29省、市、自治区の総人口を、10億6,000万人前後に抑えなければならない。この2年、人口の純増加率は再上昇しており、今後数年、更に多くの男女が結婚、出産期に入り、人口増加のピークを迎えるに当り、人口抑制の目標を実現することは、極めて重大かつ、はなはだ困難な任務になる。そして社会全体に、この問題を大いに重視することが求められる。確実に実行可能な措置を取り、広く晩婚、一人っ子を奨励し第二子の

出産、多産をきつく抑え、人口増加を抑制しなければならない。さもないと、国民経済計画の実現と、国民生活の改善にも影響が出るだろう。全国民、特に農民に対し説得力のある教育を行ない、男子重視、女子軽視の考え、子が多ければ多いほどいい、という考えを取り除かなければならない。

V-3-7 婚姻法（抜粋）

第五条 結婚年齢、男は満22才以上、女は満20才以上。晩婚、遅い出産を奨励する。

第六条 以下の状況にあるものの結婚は禁止する。

一、直系血族と三代以内の傍系血族

二、癲病の未治癒者と、その他、医学上、結婚することとができないとされている疾病を持つ者。

第七条 結婚を希望する男女双方は、自ら婚姻届け出期間に行き、婚姻の手続をしなければならない。本規定に合うものは、入籍をし、結婚証明書を発行する。結婚証明書の発行によって夫婦関係が成立する。

第八条 結婚手続き後、男女双方の約束によって、女性が、男性側の家族の一員となることもできるし、男性が女性の家族の一員となることもできる。

第三章 家庭関係

第九条 夫婦の家庭における地位は平等である。

第十条 夫婦ともに、それぞれ自分の姓名を使用する権利を有する。

第十一条 夫婦ともに、生産、労働、学習、社会活動に参加する事由を有し、一方が、他方の制限、干渉することはできない。

第十二条 夫婦双方に、計画生育を行なう義務を負う。

第十三条 夫婦が、婚姻継続期間中に得た財産は、夫婦二人の共同所有となる。ただし、双方で、別に約定あるときは例外。夫婦は共同所有の財産に対し、平等の処理権を有する。

第十四条 夫婦は互いに扶養の義務を負う。一方が、扶養の義務を履しない場合、扶養要する一方は、相手に扶養費を要求する権利を有する。

第十五条 父母は、子女に対して、扶養の義務を負う。

V-3-8 中共第12次全国代表大会での胡耀邦同志の報告

（1982年9月1日）

農業は、我が国の国民経済の基礎であり、農業がうまく行きさえすれば、その他の事も、比較的簡単に行く。現在、我が国の農業は、労働生産率、商品率がいずれも低く、自然災害に対する防御力もまだ大変薄弱であり、特に人口が多いのに対して、耕地が少ないという矛盾は、ますます激しくなる傾向にある。今後、人口増加抑制を強力に推し進め、各種の農業資

源を守り、生態の平衡を保持すると同時に、農業基本建設に力を入れ、農業生産条件を改善し、科学的耕作を実施し、限りある耕地で、より多くの穀物と商品作物を生産し、また、林業、牧畜、農業、漁業の各産業全てを發展させて、工業發展と国民生活の向上の要求を満たしていかなければならない。

我が国の經濟、社会の發展に於いて、人口問題は、終始、極めて重要な問題である。家族計画の実施は、我が国の基本国策であり、今世紀末に、人口はどうしても12億以内に抑制しなければならない。我が国の人口は現在、出産のピークにあり、人口増加は大変な早さでそれが、個人の平均収入の向上に影響を与えているばかりでなく、穀物や住宅の供給、教育、就職上の問題などが将来重大な問題になり、ひいては、社会の安定にまで影響を及ぼす可能性もある。だから、家族計画の活動はどんなことがあっても手を抜くことができない。特に、農村に於いては、農民に対して、深く細かな思想教育をする必要がある。我々の仕事をしっかりやりさえすれば、人口抑制の目的は達成できる。

V-3-9 国家計画委員会の主な任務と職責（國務院規定）

国家計画生育委員会（略称、国家計生委）の主な任務は、党と国家の路線、方針、政策、法令に基づいて、全国の計画生育運動を管理し、我が国、各時期の人口發展計画を実現し、もって經濟、社会の發展との調和をとる。

国家計生委の主な職責

- 一、計画生育関係の活動方針、政策、法規を、検討、制定し、その実施を行なう。
- 二、国家計画委員会と共同で、国の人口發展の長期計画、中期計画、並びに年度計画を作製し、統計を行なう。具体的な実施方法を定め、責任をもって、その監査、実施を行なう。
- 三、全国の計画生育の状況を調査検討し、その結果の上に立って、各地域の計画生育活動の監査、指導をする。又、必要に応じて、政府に、状況を報告し、意見を述べる。
- 四、各方面（新聞、放送、出版）を組織調整して、計画生育の宣伝、教育を行なう。
- 五、関係期間と協力し、全国の計画生育関係の科学研究、技術指導、及び避妊薬、避妊器具の生産、供給、分配等の活動を徹底する。
- 六、全国の計画生育経費の財務管理の監査指導を行ない、下級機関の基本建設投資を調整する。
- 七、専門的に、建設生育に従事する人員を充実させ、その業務能力、及び政策理解能力を高める。
- 八、計画生育及び、関係する人口方面の国際活動を行なう。

V-3-10 「中華人民共和国憲法」関係条項（抜粋）

第二十五条 国は、計画生育を推進し、人口増加と經濟、社会の發展計画とのバランスをと

る。

第四十九条 婚姻、家庭、母子は国の保護を受ける。夫婦双方は、計画生育を行なう義務を有する。父母は、未成年の子女を扶養する義務を負い、成年子女は、父母を扶養する義務を負う。婚姻の自由を損うことを禁止し、老人、婦女子の虐待を禁止する。

第一百七条 県以上の地方の各人民政府は、法律の定める権限に照らし、その行政区域内の経済、教育、科学、文化、衛生、体育事業、或いは、農村（郷）建設事業と財政、民政、公安、民族事務、司法行政、観察、計画生育等の行政活動を管理し、決定、命令を出して、行政人員の任免、訓練研修、審査、賞罰を行なう。

郷、少数民族郷、鎮の人民政府は、そのレベルの人民代表大会の決議と、上の国家行政機関の決定、命令を執行し、そのレベルの行政区域の行政を管理する。

省、直轄市の人民政府は、郷、少数民族郷、鎮の建立と区分を決定する。

V-3-11 国家計画生育委員会と、関連各部門の職責分担について

国家計画生育委員会；全国の計画生育運動を統一管理し、計画生育活動の方針、政策、及び法令の徹底、実施を行なう。例えば国家計画委員会と共同で、国の人口発展の長期年度計画を作製する。関連機関の宣伝教育、指導者の集中研修に協力、援助する。衛生医薬機関と協力して、産児制限措置、科学研究、医薬品、器具の生産を着実に行なう。計画生育に関連のある外交活動を受け負う、等。

国家計画委員会；全国、各省、市、自治区の人口計画を審査決定、下達し、計画の実施状況を検査し、活動を繰り広げる上で必要となる物質的条件を、検討解決する。

国家科委；全国の計画生育科学研究計画を審査決定、下達し、合わせて、その実施を行なう。

国家農委；農村の経済政策を決定する時に計画生育の方針、政策、人口計画の徹底、実行に有利になるよう考慮する。農村の公社、生産隊で、生産責任制を行なう時、人口計画も含めて行なう。

国家民委；少数民族の人口問題の方針、政策の制定に協力する。

衛生部；計画生育、晩婚晩育、少産、優生等、科学知識関係の宣伝教育を受け持つ。例えば、産児制限の技術指導と、技術者の研修を行なう。産児制限のための手術事故の監査治療を担当し、技術問題に関する民衆の手紙および来訪を処理する。計画生育の科学研究項目の実施を担当する。

化学工業部、医薬総局；避妊薬、避妊器具及び、産児制限器具の科学研究と、生産、供給を担当する。

文化部；計画生育に関する各種の文芸作品の創作を受け持ち、各種の文学芸術の形式を採用して広く宣伝活動をする。

教育部；中等以上の各種の学校における、青年期の生理衛生の授業、人口、晩婚、産児制限の授業を受け持つ。条件の整った大学専門学校で、人口理論、計画生育の科学研究と教授を行なわせる。

民生部；婚姻手続きと合わせて、青年に晩婚、産児制限の宣伝教育を行なう。産児制限のための手術の事故によって、労働能力を、喪失し、或いはほとんど働けなくなり、生活が困難になった人民公社社員と都市住民に対して、社会保障を行なう。

財政部；財政活動上で、少産を奨励し、多産を制限する政策を徹底する。計画生育活動に必要な経費を出し、各レベルの財政機関の計画生育費用管理を監督し、浪費防止し、杜絶する。

公安部；人口計画を制定する人口統計を提供し、司法当局と共に、計画生育活動を損なう者に対し、その状況を見て、法により処理をする。

国家労働総局；労働者の募集、就職の配置計画を制定する時、同じ条件の下では、まず一人っ子とその父母を優先的に扱う。

労働組合

全国総工会 共産主義青年団、全国婦人連合会；その機関、系統の特徴に合わせて、政治思想教育を強め、多くの労働者、婦人、青年を教育し、党と国家の呼びかけに応じて、計画生育政策を進め、晩婚、晩育、少産を自覚を持って実行するよう導く。

解放軍総政治部、総後勤部；全軍の指揮官、兵士の晩婚と産児制限の宣伝教育活動を受け持ち、計画生育を徹底する。

新華社、人民日報、放送事業局；党、政府の計画生育の方針、政策を宣伝し、計画生育の意義及び人口理論、産児制限の科学知識を伝え、又、計画生育において進歩的な職場、個人の行ないを報道し、活動上の経験及び、内外の人口、計画生育等の面での動向、状況を紹介し広める。

計生委の専門委員；人口理論、人口計画、経済政策、技術指導、科学研究等の面において、積極的に意見を述べ提案をする。

国家計画生育委員会

1981年6月1日

V-3-12 1983, 1984, 1985年全国人口家族計画統計

1986年6月27日

項 目	単 位	1983 年	1984 年	1985 年
年末総人口	万 人	102,495	103,475	104,639
出生率	‰	18.62	17.50	17.80
死亡率	‰	7.08	6.69	6.57
自然増加率	‰	11.54	10.81	11.23
総人口の性別比	％	106.5	106.7	106.1
出生人数	万 人	1,900	1,802	1,852
当年度出生中、一人っ子の割合	％	56.4	55.5	50.2
当年度出生中、第2子の割合	％	24.6	25.0	30.1
当年度出生中、それ以上の多子の割合	％	19.0	19.5	19.8
合計特殊出生率		2.1		約 2
再生産年齢人口	億 人	2.6	2.4	2.7
再生産年齢有配偶女子人口	億 人	1.8	1.6	1.9
避妊実行率	％	70.0	85.8	74.0
晩婚率	％	43.4	58.7	40.0
避妊法の割合				
精管結さく	％	12.9	12.6	11.9
卵管結さく	％	37.4	38.1	36.8
リング	％	41.0	39.9	39.0
ピル	％	5.1	5.3	6.3
ゼリー等	％	0.5	0.6	0.7
コンドーム	％	2.1	2.4	3.2
その他	％	1.0	1.1	1.1

※ 23才以上

説明1. 年末の総人口、出生率、死亡率、自然増加率は、国家統計局が公報した数字であり、それに基づき、出生数を推計した。

2. 総人口の性別比は、公安部が毎年報告している数字。

3. 何番目の子どもかというのは、サンプル調査の数字。

4. その他の数字は家族計画の統計表の数字、一部数字については調整あり。

(以下は、JICAによるコメント)

※ 出生数は(1)年末人口、(2)出生率、(3)死亡率、(4)自然増加率からの推定数となっているので、(1)～(4)はサンプル調査であることは明らかである。

※ 自然増加率は出生率－死亡率で計算されており、また年末人口もわが国と同様国勢調査年以外では推計人口が用いられているなら結局サンプリング調査は出生率と死亡率2つに限られている可能性が強い。

V-3-13 1985年全国人口家族計画統計

1985年6月27日

項 目	指 標	単 位	資 料 出 所
年末総人口	104,639	万 人	国家統計局人口変動サンプル調査
出生率	17.80	‰	同上
死亡率	6.57	‰	同上
自然増加率	11.23	‰	同上
総人口の性別比	106.1	％	公安部（統計概要）1985
出生人数	1,852	万 人	出生率17.8‰から推計
当年度出生中、一人っ子の割合	50.2	％	国家統計局人口変動サンプル調査
当年度出生中、第2子の割合	30.1	％	同上
当年度出生中、それ以上の多子の割合	19.8	％	同上
合計特殊出生率	2 前後		国家計画生育委84年サンプル調査推計を参照
再生産年齢人口	2.7	億 人	計画生育委の統計修正後の推計数
再生産年齢有配偶女子人口	1.9	億 人	同上
避妊実行率	74.0	％	同上
晩婚率	40.0	％	同上
避妊法の割合			
精管結さく	11.9	％	計画生育統計年報
卵管結さく	36.8	％	同上
リング	39.0	％	同上
ピル	6.3	％	同上
ゼリー等	0.7	％	同上
コンドーム	3.2	％	同上
その他	1.1	％	同上

※♀23才以上

年度	総人口	性 別		市部・農村部人口	
		男	女	市鎮総人口	鄉村総人口
1949	54,167	28,115	26,022	5,765	48,402
1950	55,196	28,669	26,527	6,169	49,027
1951	56,300	29,231	27,069	6,632	49,668
1952	57,482	29,833	27,619	7,163	50,319
1953	58,796	30,468	28,328	7,826	50,970
1954	60,266	31,212	29,024	8,219	52,017
1955	61,465	31,809	29,656	8,285	53,180
1956	62,828	32,536	30,292	9,185	53,613
1957	64,653	33,469	31,184	9,949	54,704
1958	65,994	34,195	31,799	10,721	55,273
1959	67,207	34,890	32,317	12,371	54,836
1960	66,207	34,283	31,924	13,073	53,134
1961	65,859	33,880	31,979	12,707	53,152
1962	67,295	34,517	32,778	11,659	55,636
1963	69,172	35,533	33,639	11,616	57,526
1964	70,499	36,112	34,357	12,950	57,519
1965	72,538	37,128	35,410	13,045	59,493
1966	74,512	38,189	36,353	13,313	61,229
1967	76,368	39,115	37,253	13,548	62,820
1968	78,534	40,226	38,308	13,838	64,696
1969	80,671	41,289	39,382	14,117	66,554
1970	82,992	42,686	40,306	14,424	68,568
1971	85,229	43,819	41,410	14,711	70,518
1972	87,177	44,813	42,364	14,935	72,212
1973	89,211	45,876	43,335	15,345	73,866
1974	90,859	46,727	44,132	15,595	75,264
1975	92,420	47,564	44,856	16,030	76,390
1976	93,717	48,257	45,460	16,311	77,376
1977	94,974	48,908	46,066	16,669	78,305
1978	96,259	49,567	46,692	17,215	79,014
1979	97,512	50,192	47,350	18,495	79,017
1980	98,705	50,785	47,920	19,140	79,565
1981	100,072	51,519	48,553	20,171	79,901
1982	101,541	52,310	49,231	21,154	80,387
1983	102,495	52,865	49,630	24,126	78,369
1984	103,475	53,423	50,052	33,006	70,469

- 注) 1. 本表の各年の人口は、大陸29省、自治区、直轄市と、現役軍人の数を含めた数字である。
2. 市鎮総人口は、総括区内の全人口、鄉村総人口は、県の人口を指すが、鎮の人口は含まない。1984年に市鎮の人口増加がはげしい理由は、同年に、鎮成立の標準に調整が行なわれ、新しく成立した鎮が、比較的多かったためである。

V-3-15 出生率、死亡率、自然増加率について（国家統計局資料）

年度	出生率 ‰	死亡率 ‰	自然増率 ‰
1981	20.91	6.36	14.55
1982	21.09	6.60	14.49
1983			
1984			
1985			

注) 1982年の3つの比率は、29の省市、自治区がそこに属する31の県（市）、1,052の人民公社（郷）、3,503の生産隊（村）、556,188人に行ったアトランダムなサンプル調査の結果報告表によった。

（以下、JICAコメント）

※ 82年の推計方法をもって、83年以後の数字が求められた可能性が考えられる。

V-4 人口家族計画プロジェクトの現状と今後の方向性（メモ）

本メモは87年1月の人口家族計画プロジェクト国内委員会に対し、JICA（事務局）から概念整理のために提出されたものである。

(1) はじめに

JICAは政府ベースの技術協力の実施機関として、開発途上国に対してさまざまな技術協力を行なっている。人口開発分野では、プロジェクトタイプ技術協力（略称プロ技協、専門家の派遣、機材の供与、研修員の受入れのパッケージ協力）のスタイルでASEAN諸国を中心に協力を実施中であるが、本メモは、当該分野の現状、今後の方向性等をとりまとめたものである。

(2) 人口政策と家族計画の関連性

2-1 人口政策の内容

現在、開発途上国において、ほとんどの国が人口政策を国家社会経済開発計画の一環としてとりあげ実施している。

人口政策は通常、人口の抑制（限られた国での人口の増大）、適正な人口配分が目的と

なっており、手段として、人口動態を中心とした人口情報（適切な開発計画を策定するための基礎資料の提供）、人口教育（人口の増加と分布の原因と結果についての理解を深めるための教育）、母子保健と統合された家族計画（保健サービスの提供）、人口家族計画に関する調査研究、人口家族計画を実行する行政機構の整備等があげられる。

「家族計画」という言葉は、欧米では70年代に死語となっている。タイのように Family Welfare と変更しているところも出はじめています。

人口統計の整備については、国家レベルで統一的にUN等国際機関の協力をえて実施している例が多くみうけられる。よって、人口統計にもとずいた適正な人口配分計画は、国家計画の一環として開発プログラムの基礎指標として重要な役割をはたしている。

2-2 家族計画の概念の変遷

家族計画は従来、先進国、発展途上国をとわず、多くの国で民間主導型ですすめられてきた。1960年代、もっとも象徴的な例としてはインドでの家族計画があげられる。

1974年ルーマニアのブカレストにおける世界人口会議では、中国は人口問題への対応は現在の「一人っ子政策」とまったく反対の立場をとり、世界の注目をあびた。つまり、「人口は抑制されるべきものではない」という立場をとった。

60年代70年代、発展途上国は家族計画を「人口抑制」という概念でとらえていた時代であった。70年代後半となり、家族計画は家庭設計のひとつとして、また母子保健との統合、さらに地域社会の「財産」（生まれてくる子供、母親は社会の財産）という広範な概念としてとらえ方をするようになった。

家族計画は、避妊、産児制限といった暗いイメージから、個の単位での健康、福祉が社会づくりに役だつというとらえ方になってきた。

(3) 人口家族計画分野での発展段階／政策

3-1 人口家族計画分野での発展段階

人口家族計画分野での発展段階は、下記の3つの段階に区分される。

- a) 多産多死型 1940年代、一部先進国をふくんだ国における衛生革命（DDT等による成果）以前の段階。一部の国や地域を除きこの段階は世界的にtake offした。
- b) 多産少死型 衛生革命を経験し、現在23～40パーミルの出生率にある国
- c) 少産少死型 人口転換の段階にある国

この発展段階の指標は、人口増加率、乳児死亡率その他であり、全世界的な統計資料がWHOの手により、一応整備されている。

3-2 人口政策の実施状況

人口政策は通常、政府の関与度から下記のように区分される。ただ、実際にはこのいくつかの組みあわせが実際の姿である。

政策の判定は、当該分野への予算措置、政策担当者の発言、機構の整備情况等で判断するのが適当であろう。

- a) 不関与（宗教、人種問題等の阻害要因による場合が多い）
- b) NGOによるFP/MCHへの関与
- c) 国の政策としての家族計画サービスの実施（ソフト分野への介入）
- d) 国の政策としての人口直接抑制

(4) JICAの現状の整理

4-1 グループ別の整理

JICAは1986年現在で、6つの人口家族計画プロジェクトを実施中である。これらは、プロジェクトの内容から下記のグループに分類される。

a) 母子保健とのインテグレーション型

タイ、ネパール、コロンビア、フィリピン、（終了プロジェクトではバングラデシュ）

b) 宣伝教育の重視型（IEC）

中国（終了プロジェクトではインドネシア）

c) 統計整備の重視型

メキシコ

今後、この3つのグループに、インドネシアの研究協力指向型が加わることとなる。

この分類は、保健サービスの提供と人口教育を目的とした、いわばフルエントリー型のa)、スタイルと、人口教育にしぼりこんだb)、スタイル、人口情報にしぼりこんだc)スタイルに区分される。

また、母子保健とのインテグレーション型にしてもフィリピンの地域開発の中への組み込み型と、タイの母子保健サービスの提供型といった、いくつかのパターンがあり、さらにその国ごとの特性をみきわめる必要があるだろう。

4-2 JICAとしての対処

上述した相手国の人口家族計画分野での発展段階／家族計画政策を十分みきわめ、JICAとしてのメニューを提示する必要がある。ただ、2章の家族計画の概念の変遷からみても母子保健とのインテグレーション型が基本パターン（フルエントリー型）となるだろう。

(5) JICA人口家族計画プロジェクトの問題点

5-1 基本的な問題点

a) 人口政策は、2章でも述べた通り、国の基本政策そのものであり、援助国は軽々しくタッチできない。したがって、JICAの場合も当該国の人口政策にはタッチせずに、その手段である人口情報サービス、人口教育、保健サービスの提供への側面からの協力を行なっている。

b) 通常、人口家族計画セクターはUSAID、JICA等を中心としたバイおよび、UNFPA、世銀、IPPF等を中心としたマルチと複数の援助（技術協力／資金協力）が投入されている。

したがって、日本からの投入にたいする効果測定がつかみにくい。

c) さらに、母子保健とインテグレートした場合は、地域開発／農村開発等の一環として事業がおこなわれる事例が多く、個別プロジェクト自体の自立性、自己完結性をもちにくい特性がある。

5-2 日本に特有な問題

a) プロジェクト方式技術協力の限界

上記の基本的問題点でのべた諸点から、日本の技協スタイルではプロジェクトのデザインが難しい分野である。

具体的には、上位目標との関連性を配慮したプロジェクトの目標設定が難しく、又、期限（5年）内では達成しがたいテーマが多いことから、より現実的にJICAは何が出来るのかをしばらくこむ必要があろう。

b) 専門家のリクルートの困難性

日本国内で家族計画の専門家をリクルートすることが困難である。

現行のプロジェクトでも調整員を除けば、母子保健、公衆衛生（ネパール、フィリピン）コンピュータープログラミング、社会学（メキシコ）等の派遣にとどまっている。医師（MD）の場合の公衆衛生系（とりわけ長期ベース）、IEC専門家の確保もむずかしい。さらに専門家の要となるべきリーダー要員の不足はプロジェクトの運営管理上、大きな問題である。

c) 日本国内での職種と海外でのもとめられる内容とのギャップ

保健婦の派遣（母子保健専門家）は比較的に容易であるが、国内での業務内容が地域での実践活動が中心であるため、相手国内の組織の中での折衝／企画に多少の不安が残る。

(6) 今後の対処方針（案）

人口家族計画プロジェクトの目ざすものが、人口情報サービス、人口教育、保健サービスの提供等への側面協力であり、かつ当該国がそのような行政措置を行ないうるような機

構の整備（技術移転の受け皿）であることを認識し、それに即した内容を盛る必要があろう。

その上で、今後本分野で取組むべき中・長期的問題点は、下記の諸点である。

6-1 過去のプロジェクトの経験の整理と新規案件への適応

新規プロジェクトの運営に資するため、終了／実施中プロジェクトで行なった基盤整備（広い概念）を整理し、記録化することが経験の蓄積の観点から必要である。

その際のポイントは下記の諸点であろう。

- a) 法制面での整理
- b) 組織
- c) 人材養成
- d) 設備・機材

6-2 プロジェクトの展開

ソフトへの協力が中心の人口家族計画プロジェクトの場合、協力が長期化することが予想される。その際は、ニーズの把握を十分行なった上で、段階的なプロジェクトの運営（プロジェクトの目的のローリング）や、各種プロジェクトの組み合わせも今後の検討課題となるであろう。

その際、他プロジェクトとしては、下記のものが予想される。

a) 他関連JICAプロジェクトとの関係

井医協分野の地域保健／母子保健プロジェクトの成果を引継いで人口家族計画プロジェクトを実施する。

井他事業分野の地域開発／農村開発プロジェクトとのリンク

井帰国研修員が層をなして存在する国へのアプローチ

b) 他機関が行なっているプロジェクトとのリンクの追求

井JOICEPインテグレーションプロジェクトを先行させ、大規模化することが適当な案件をJICAプロジェクトする。

井UNFPA等のプロジェクトとのリンク

6-3 我が国の技術協力の他の形態との組み合わせ

他の技術協力の形態との組み合わせの具体例としては、下記の諸点が考えられる。

a) 保健アドバイザー

保健セクターに関する高級アドバイザーの派遣により、セクターゴールの設定、セクター内でのサブゴールの設定等を行ない、個別プロジェクトと全体計画との調整をになう。

b) 拠点づくりへの協力

無償資金協力による訓練センター、MCHセンター等の建設や、プロジェクト基盤整

備費の新設による保健所、水供給施設等の設置が考えられる。

c) 研修員受入れ事業とのリンク

▲ 族計画の集団3コースのカントリーレポートの友好活用をはかり、かつ医協部の集団コースカリキュラムへの参加を促進する。

■ “JICAの人口家族計画プロジェクトの現状”といった講義への講師派遣も一法であろう。

また、帰国研修員の促進化と情報ネットワーク化も重要であろう。

d) JOCV隊員の派遣

プロジェクトサイトへのJOCV隊員の派遣により、地域ニーズの的確な把握をはかる。

e) 基礎調査とプロジェクト運営とのリンク

地域の実態把握やベースラインサーベイにコンサルタントを活用し、プロジェクト運営に資する。

6-5 中堅技術者養成対策費の活用

人員の養成、ネットワークづくりをプロジェクトの目標として場合、本来相手国側政府が負担すべき資金（ローカルコスト）の不足がネックとなることが予想されるが、その際は、この中堅技術者養成対策費の投入が友好な手段となる。従って、今後より適切なプロジェクトの開発、ニーズにあった計画作成がポイントとなるであろう。

JICA